



JETRO

ベトナムビジネス トラブル事例100選

ジェトロホーチミン事務所

2018年3月

はじめに

近年、日本の対ベトナム投資は高水準を維持している。2017年の日本の対ベトナム直接投資は金額・件数ともに過去最大を記録した。とりわけ中小企業による製造業、サービス業分野の進出が顕著である。一方、進出後、多くの課題に直面する日系企業が多いのも事実である。ジェットロには進出前・後で多くの相談が寄せられるが、進出日系企業からは会計・税務、法務・労務について情報提供を求められる機会が多い。本レポートは需要の高い会計・税務、法務・労務に焦点を当て、①相談内容、②対応(回答)、③解説の構成で、公認会計士、弁護士の方々の協力により作成した。進出前・後の有益な情報として活用頂きたい。

●本事例集内で使われる略語

略語	正式名称	意味
USD	United States Dollar	米ドル
VND	Viet Nam Dong	ベトナムドン
VAT	Value Added Tax	付加価値税
SNS	Social Net Work Service	ソーシャルネットワーク
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
WP	Work Permit	労働許可証
TRC	Temporary Residence Card	一時滞在許可証
ERC	Enterprise Registration Certificate	企業登録証明書
DPI	Department of Planning and Investment	計画投資局

免責事項

本レポートは、日本企業の海外展開に資する内部資料として活用いただくことを目的として提供いたします。本サービスで得た情報を無断で第三者に提供する行為は固くお断りします。転載・翻訳される場合は、必ずジェットロの許諾を得たうえで改変を一切行わず、調査資料等の名称・出所を明示してください。また、引用される場合は、改変を一切行わず当該情報の出所を明示して下さい。万が一、お客様が本規則を遵守せず、紛議が生じたとしても、ジェットロは一切責任を負わず、お客様に損害を賠償していただきます。

ジェットロは、できる限り情報の正確を期するよう努めますが、情報を参考にされる際、その時点で制度等の変更の可能性がございます。

制度変更等の状況を確認頂き、最終的な情報利用の採否はお客様の責任と判断によります。

ジェットロが提供した情報により直接、間接に関わらず生じた結果について、万が一、お客様が不利益を被る事態が生じた場合、ジェットロは一切責任を負いかねます。本資料は2018年2月末時点情報を基に作成。

もくじ

会計・税務・監査編

- 1 個人所得税 納税義務(ベトナム183日以上滞在・現法社長・本社労働者)
- 2 個人所得税 納税義務(ベトナム183日以上滞在・現法社長・本社役員)
- 3 個人所得税 納税義務(ベトナム183日以上滞在・現法出張者・本社労働者)
- 4 個人所得税 ベトナムでの外国税額控除(日本役員)
- 5 個人所得税 納税義務(183日未満滞在+固定的住所有)
- 6 個人所得税 給与所得の課税期間
- 7 個人所得税 納税義務(ベトナム183日未満・出張・本社労働者)
- 8 個人所得税 納税義務・免税適用可否(ベトナム183日未満・出張・本社労働者)
- 9 個人所得税 フリンジベネフィット(家賃)
- 10 個人所得税 ベトナム居住者の日本からの年金受給に対する納税義務
- 11 個人所得税 資本譲渡税(非居住者、居住者の相違)
- 12 個人所得税 学校費用の個人所得税の非課税に関する適用要件
- 13 個人所得税 申告期限と罰金規定
- 14 法人税 損金算入の三条件
- 15 法人税 損金算入の三条件(事業関連性)
- 16 法人税 損金不算入費用(出張手当の損金算入条件)
- 17 法人税 優遇税制 適用条件
- 18 法人税 優遇税制 複数事業ある場合の税額計算
- 19 法人税 優遇税制 適用開始時期
- 20 付加価値税 役務提供売上の輸出免税適用に必要な書類整備

もくじ

会計・税務・監査編

- 21 付加価値税 仕入れインボイスの計上時期(確定申告がない)
- 22 付加価値税 本店所在地と異なる省で実施されたプロジェクト用の申告納税
- 23 付加価値税 レッドインボイスがない費用の取扱い
- 24 付加価値税 レッドインボイスの購入手続き
- 25 付加価値税 レッドインボイス紛失時の対応
- 26 付加価値税 本店から独立支店への販売には、レッドインボイス発行が必要
- 27 付加価値税 自社印刷インボイス発行の要件
- 28 付加価値税 輸入付加価値税控除のための必要書類
- 29 付加価値税 非課税売上、課税仕入(病院等)還付不可
- 30 付加価値税 適用税率の誤り
- 31 外国契約者税 申告納税漏れ 税コード未取得
- 32 外国契約者税 申告納税漏れ 期限誤認
- 33 外国契約者税 申告納税漏れ 海外送金が伴わない決済
- 34 外国契約者税 申告納税漏れ On the spot輸出入取引
- 35 外国契約者税 申告納税漏れ プロジェクトオフィスへの代金支払い時
- 36 外国契約者税 控除可能付加価値税の控除漏れ
- 37 外国契約者税 税額計算 グロスアップ
- 38 外国契約者税 税額計算 ロイヤルティ
- 39 外国契約者税 複数サービスの同時提供
- 40 監査 法定監査を受ける義務(零細企業)

もくじ

会計・税務・監査編

- 41 監査 法定監査を受ける義務(外資比率50%未満)
- 42 監査 監査報告書の提出期限
- 43 監査 監査済財務諸表の内容(監査意見不表明)
- 44 監査 監査法人との契約締結遅延
- 45 会計 外貨による記帳
- 46 ベトナム中央銀行手続 非居住者口座を経由していない企業設立前費用の返金
- 47 ベトナム中央銀行手続 “長期”借入金の使用目的
- 48 ベトナム中央銀行手続 借入金元本・返済状況の四半期報告失念
- 49 ベトナム中央銀行手続 契約両当事者が同一人物
- 50 ベトナム中央銀行手続 ライセンス上の長期借入可能限度額の不足
- 51 ベトナム中央銀行手続 長期借入金承認後の登録内容の変更
- 52 ベトナム中央銀行手続 その他のトラブル

法務・労務編

- 53 日越間のフランチャイズについて
- 54 監査役の設定について
- 55 企業において保管すべき資料
- 56 日越親子ローン及び借入金のベトナムローカル企業への貸付について
- 57 ベトナムにおける商標登録について
- 58 自社頒布物における著作物の無断使用について
- 59 公安当局発行の「偽造防止」シール
- 60 自然災害防止・管理基金の徴収について

もくじ

法務・労務編

- 61 賃貸借契約期間中の、オーナーからの一方的な退去要求について
- 62 残業時間の延長申請について
- 63 社内における不貞行為を理由とする懲戒処分について
- 64 パフォーマンスの悪い労働者に対する退職勧奨
- 65 外国人の有期雇用者の労働契約期間満了に際しての更新拒絶について
- 66 労働者側からの一方的な退職
- 67 試用期間後、本採用の手続を採らずに退職した労働者からの金銭支払請求
- 68 みなし残業手当を受け取っている労働者からの時間外労働手当の支払請求
- 69 特定の労働者に対する有給の休憩及び時短付与について
- 70 女性労働者の産休について
- 71 基層(事業所内)労働組合の設立
- 72 社内のベトナム人有資格者の処遇
- 73 個人が当社商品を大量購入しSNSで転売
- 74 肖像権について
- 75 労働組合経費について
- 76 長期出張者の労働許可証の取得について
- 77 退職者からの雇用証明書の発行要求について
- 78 整理解雇について
- 79 パッケージ製品のアクセサリの個別販売について
- 80 利益配当の形を採らない日本への金銭の還流について

もくじ

法務・労務編

- 81 ベトナムにおける永住権の取得について
- 82 海外研修をさせた労働者の早期退職について
- 83 労働災害について
- 84 上部労働組合と慶弔見舞金
- 85 女性労働者の積極採用企業に対する税優遇について
- 86 看板への外国語(非ベトナム語)表記について
- 87 ベトナムにおける所有権留保及びその登録について
- 88 環境手当について
- 89 労働許可証の取得要件について
- 90 ベトナム国内における滞在期間の延長(ビザなしでの入国の場合)について
- 91 労働許可証の取得義務について
- 92 APECカード保持者によるTRC(一時在留許可証)の取得について
- 93 3カ月のマルチビザ(商用ビザ: DNEビザ)のベトナム国内での延長について
- 94 駐在員事務所所長の人選について
- 95 法的代表者・所長の非常駐と委任状について
- 96 賃貸契約書とオフィス登記について
- 97 労働許可証の免除について
- 98 本店と支店の入替えについて
- 99 現地法人設立後の資本金不足について
- 100 資本金の振込期限について

個人所得税 納税義務(ベトナム183日以上滞在・現法社長・本社労働者)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、ベトナム子会社代表者の個人所得税が問題になっている。

ベトナム子会社の代表者として、xが任命されている。ベトナムへは月2週間程度の出張での業務対応をおこなっており、依然として日本本社の業務も兼務している。そのため、ベトナムには年間で約200日程度滞在している。

xは、日本親会社での業務も継続していることから、日本の居住者として所得税の申告納税を続けている。また、ベトナムでの申告納税はしていない。

この場合、ベトナムでも所得税を申告納税しなければならないのか。

■ 対応

ベトナムに183日以上滞在する場合は、ベトナム居住者となる。また、日越租税条約からも年間の半数以上を滞在する場合、ベトナムで居住者になる。そのため、ベトナムにて全世界所得の申告納税が必要。

他方で、日本側の所得税法において、適切に非居住者となれるよう、実態に即するように、社内異動や辞令(1年以上の期間を明記)を作成するなどの対応も必要となる。

国際課税問題は、二重課税を未然に防ぐ事前の対応と、二重課税を後日適正に解消する事後の対応から構成されるが、この場合は、事前の対応により調整を図ることになる。

■ 解説

通達111/2013/TT-BTC第1条に基づき、

1年間の半数以上ベトナムに滞在する者、ベトナム国内に恒久的な居所を有する者は、ベトナム居住者となる。

具体的には、

- (1) 暦年のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者
- (2) ベトナム入国日から起算した連続する12カ月間のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者
- (3) 恒久的居所を有する者
- (4) 契約期間が183日以上賃貸住宅等を有する者

また、居住者に該当しない者は非居住者となる。

個人所得税 納税義務(ベトナム183日以上滞在・現法社長・本社役員)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、ベトナム子会社代表者の個人所得税が問題になっている。

ベトナム子会社の代表者は、本社代表者であるxが兼任をしており、ベトナムへは月2週間程度の出張を毎月行っている。そのため、xは年間で約183日ベトナムに滞在している。

他方で、日本にて代表者もおこなっていることから、日本においても居住者としての所得税の申告納税を続けている。

当社では、日本で居住者として申告納税を継続していることから、租税条約に基づき、ベトナムでの申告納税は必要ないと考えている。

この場合、ベトナムでも所得税を申告納税しなければならないのか。

■ 対応

ベトナムに年間の半分以上を滞在する場合、ベトナムの居住者となるため、ベトナムでの全世界所得の課税をしなければならない。

他方で、日本本社役員の場合は、日本非居住者であっても20%の源泉所得税課税が必要になる。

日本で非居住者として、支払った所得税額は、ベトナムで全世界所得の確定申告をする際に、控除して二重課税を解消する。

国際課税問題は、二重課税を未然に防ぐ事前の対応と、二重課税を後日適正に解消する事後の対応から構成されるが、この場合は、事後の対応により調整を図ることになる。

■ 解説

通達111/2013/TT-BTC第1条に基づき、

1年間の半数以上ベトナムに滞在する者、ベトナム国内に恒久的な居所を有する者はベトナム居住者となる。

具体的には、

- (1) 暦年のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者
- (2) ベトナム入国日から起算した連続する12ヵ月間のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者
- (3) 恒久的居所を有する者
- (4) 契約期間が183日以上賃貸住宅等を有する者

また、居住者に該当しない者は非居住者となる。

個人所得税 納税義務(ベトナム183日以上滞在・現法出張者・本社労働者)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、ベトナム子会社代表者の個人所得税が問題になっている。

ベトナム子会社へは、現地の品質管理を目的として定期的に出張を行っている。各出張は3カ月程度であるが、年間を通じて計算すると、ベトナム滞在が183日を超えている。

他方で、彼らは本社所属となっており、ベトナムでは特別に労働契約書等を作成していない。そのため、日本の居住者としての所得税の申告納税を続けており、ベトナムでの申告納税はしてこなかった。

この場合、ベトナムでも所得税を申告納税しなければならないのか。

■ 対応

ベトナム居住者として、ベトナムでの納税義務を判断する際に、ベトナム現地法人との労働契約書の有無や、債務者の所在地(給与支払法人の住所)に関係なく、ベトナム滞在が183日以上なる場合は原則としてベトナムにて全世界所得を申告納税することになる。

■ 解説

通達111/2013/TT-BTC第1条に基づき、

1年間の半数以上ベトナムに滞在する者、ベトナム国内に恒久的な居所を有する者はベトナム居住者となる。

具体的には、

- (1) 暦年のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者
- (2) ベトナム入国日から起算した連続する12カ月間のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者
- (3) 恒久的居所を有する者
- (4) 契約期間が183日以上の賃貸住宅等を有する者

また、居住者に該当しない者は非居住者となる。

個人所得税 ベトナムでの外国税額控除(日本役員)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、ベトナム子会社代表者の個人所得税が問題になっている。

ベトナム子会社の代表者は、本社代表者であるxが兼任をしており、ベトナムへは月2週間程度の出張を毎月行っている。そのため、xは年間で約183日ベトナムに滞在している。

他方で、日本にて代表者(役員)もおこなっていることから、日本では非居住者としての申告納税を続けている。

xのベトナムでの確定申告を行にあたり、日本で非居住者として税金の控除を行うにはどのようにすればよいか。

ベトナムでは四半期毎に個人所得税の申告納税をしているが、四半期毎に外国税額控除をできるのか。

■ 対応

日本で支給された給与に関する源泉徴収票・納税証明書、その他所轄税務署の指導による補足資料を揃えることで、ベトナムの確定申告時に、日本で納税した税額を控除できる。

ただし、外国税額控除は、確定申告の時のみ認められており、四半期毎の控除は認められていない。

よって、原則として四半期毎の申告では日本とベトナムの双方で納税を行い、確定申告時に還付申請をすることになる。

■ 解説

通達111/2013/TT-BTC第26条2項eに基づき、

居住者は海外で得た所得に対して課税された税額をベトナムでの課税計算に際して控除することができる。しかし、当該控除可能な金額は、全世界所得に対する海外源泉所得の割合を超えない。

個人所得税 納税義務(183日未満滞在＋固定的住所有)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、代表者の個人所得税が問題になっている。

当社では、ベトナム子会社の代表者は、本社の代表者xが兼任をしており、ベトナムへは月に数日程度の出張で業務対応している。

年間滞在日数は183日を超えることはないが、出張のためにベトナムにアパートを借りている。(賃貸期間1年間)

この場合もベトナムにて居住者として所得税を納税しなければならないのか。

■ 対応

固定的な住所を(183日以上)の居住用賃貸契約)を有している場合は、原則としてベトナム居住者となる。しかし、日本での居住証明を取得できるとベトナムでの非居住者と認められるため、日本の税務署での手続きが必要になる。

■ 解説

通達111/2013/TT-BTC第1条に基づき、

ベトナム国内に恒久的な住所を有する者はベトナム居住者となる。

具体的には、(1)恒久的居所(外国人の場合、Residence Cardに登録された住居)を有する者、(2)契約期間が183日以上)の賃貸住宅等を有する者。なお、これらは、ホテル、事務所、作業場を含み、契約の名義が個人であるか法人であるかを問わない。

2013年6月27日付の政令65/2013/ND-CPIに基づき、

ベトナムで183日以上)の賃貸契約を所持するものの、暦年でベトナム滞在日数が183日未満である場合は、当該居住地国での居住を証明できれば、ベトナム非居住者として認定される。

個人所得税 給与所得の課税期間

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、代表者の個人所得税が問題になっている。

当社では当該代表者のベトナム滞在日数は180日程度に収まるように計算をしていたが、税務署の指摘によるとに日数の数え方に問題あった。

この場合、どのように対応すればよいか。

■ 対応

ベトナム法令によると、入国日と出国日をそれぞれ1日として数える必要がある。仮に当該計算により183日以上滞りとなる場合は、ベトナム居住者としての申告が必要になる。

パスポートの査証は色が滲んで確認しづらくなることもあり、当該入出国履歴を証明するために、Eチケットや、航空券の半券など、その他の方法でもそれぞれ確認をできるようにしておくことが望ましい。

■ 解説

通達111/2013/TT-BTC第1条に基づき、

(1)暦年のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者

(2)ベトナム入国日から起算した連続する12カ月間のうち、ベトナム国内に183日以上滞在している者

はベトナム居住者となる。

ベトナム入国日は、個人のパスポートの査証(入国スタンプ)に基づき判断し、また、入国日と出国日は各1日として計算する。

個人所得税 納税義務(ベトナム183日未満・出張・本社労働者)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、ベトナム子会社代表者の個人所得税が問題になっている。

ベトナム子会社へは、本社よりローテーションで出張者を派遣して、現地の品質管理を行っている。各出張は原則3カ月以内とし、ベトナム滞在が年間183日を超えないように管理徹底している。

当出張者は本社所属となっており、日本の居住者としての申告納税を続けているため、ベトナムでの申告納税はしていない。

税務調査においてこれらの出張者のベトナムでの所得税が問題となっている。

本当にベトナムでも所得税を申告納税しなければならないのか。

■ 対応

日本で居住者として申告納税しているか否かにかかわらず、ベトナム非居住者であっても、「ベトナム国内源泉所得」に対して20%の所得税を申告納税が必要。

これらの「ベトナム国内源泉所得」の判断は、ベトナム現地法人との労働契約書の有無や、債務者の所在地(給与支払法人の住所)に関係なく、実態としてどこで所得が発生しているかの判断が必要になる。

ベトナムで非居住者として納税した所得税は、日本の確定申告時に外国税額控除の対象となる。なお、日本税法に従った計算により控除できる税額を計算するため、支払総額を控除できるわけではない点に留意が必要。

■ 解説

通達111/2013/TT-BTC第1条に基づき、

ベトナム居住者以外の者がベトナム非居住者となる。

また、給与・賃金の所得がある非居住者に対して、課税所得×税率20%を納税しなければならない。

個人所得税 納税義務・免税適用可否(ベトナム183日未満・出張・本社労働者)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。

この度、初めての税務調査があり、ベトナム子会社代表者の個人所得税が問題になっている。

ベトナム子会社へは、本社よりローテーションで出張者を派遣して、現地の品質管理を行っている。各出張は原則3カ月以内とし、ベトナム滞在が年間183日を超えないように管理徹底している。

当出張者は本社所属となっており、日本の居住者としての申告納税を続けているため、ベトナムでは短期滞在者免税制度の適用を受けるものとして、ベトナムでの申告納税はしていない。

税務調査においてこれらの出張者のベトナムでの所得税が問題となっている。

本当にベトナムでも所得税を申告納税しなければならないのか。

■ 対応

原則として、短期滞在者免税制度の適用には事前申請が必要になることから、当該申請を行っていない場合は、たとえ年間のベトナム滞在が183日未満であっても、非居住者としての納税が必要になる。

ベトナムで非居住者としての納税した所得税は、日本の確定申告時に外国税額控除の対象となる。なお、日本税法に従った計算により控除できる税額を計算するため、支払総額を控除できるわけではない点に留意が必要。

■ 解説

租税条約に基づき、次の3つの条件をすべて満たす場合は、免税規定の適用が可能である。

- 暦年内のベトナム国内の滞在期間が合計183日以下である
- 当該滞在外者への給与は、ベトナム子会社またはベトナム国内の恒久的施設からは支払われていない
- 当該滞在外者への給与の負担も、ベトナム子会社またはベトナム国内の恒久的施設により行われていない

免税申請手続き財務省発行の通達156/2013/TT-BTC第16条13項に基づき、

免税の適用を受けるには、外国人がベトナム組織・個人と契約履行実施の15日前まで(実際は入国時点と考えられる)に、ベトナム組織・個人へ租税条約に基づく免税制度適用の申請書類を税務署へ提出しなければならない。

個人所得税 フリンジベネフィット(家賃)

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して3年になる。
この度、税務調査があり、代表者の個人所得税が問題となった。
ベトナムでは、企業が労働者の住宅家賃を支払う(または家賃手当を支払うと)、個人所得税の課税対象になると指摘を受けている。
日本では、企業が労働者に社宅を貸し与えている場合に、福利厚生の一環として、非課税とされている。
ベトナムでは、日本と異なる特別なルールがあるのか。
また、支払いをした家賃に対応するインボイスがないと税務署より指摘を受けているが、オーナーより個人事業であることから、インボイスを発行できないと返答を得た。
どのように対応すればよいか。

■ 対応

企業が直接支払う家賃で、契約書・インボイス・送金記録など、法人税法に規定される損金経理の条件を満たす場合は、当該給付を受ける個人の総所得(家賃を除く)の15%が課税限度となる。他方で、金銭で手当支給する場合はその全額が課税対象となる。
そのため、全体的な税負担を検討する場合は、企業負担とするのが有利である。
住宅の貸主が個人事業主であっても、当該貸主が賃料収入を税務署へ申告納税することで、税務署よりインボイスを購入することができる。

■ 解説

個人への給付は、金銭・現物ともに課税とするのが個人所得税の原則であるが、住宅家賃等は、生活を行うために必須の支出であり、当該支払へは可能な限り課税をすべきではないとし、課税の例外規定が設けられている。

付加価値税及び個人税に関する通達92/2015/TT-BTC第11条2項に基づき、

企業が直接支払う家賃で、契約書・インボイス・送金記録など、法人税法に規定される損金経理の条件を満たす場合は、当該給付を受ける個人の総所得(家賃を除く)の15%が課税限度となる。他方で、金銭で手当支給する場合はその全額が課税対象となる。

個人所得税 ベトナム居住者の日本からの年金受給に対する納税義務

■ 相談内容

定年退職後にベトナムで日本語学校の講師として働いている私はベトナムでの給与を日本本社から受給している。

居住者は全世界所得のPIT申告納税が必要であるため、xは日本本社からの給与をベトナムで申告納税した。

その際に、日本で受給している厚生年金も併せて所得として申告し遅滞なく納税を行った。しかし、その後の調べにより、厚生年金はベトナムの個人所得税計算に際して非課税とされることを知ったため、還付申請をしたいと考えている。

■ 対応

PIT申告書の修正申告を行う。

ベトナムでも還付制度はあるが、還付にあたり税務担当官に書類を細かく確認され、また還付期間も一定でないなどの問題がある。

従って、還付申請ではなく、次回以降の申告時に納税金額の差額のみを入金する方法を勧める。

■ 解説

2013年8月15日付通達111/2013/TT-BTC第3条Kに基づき、

制度年金を受給した場合、外国人労働者が海外から年金(厚生年金、国民年金、個人年金含む)を受給した場合には、非課税所得となる。したがってベトナムでのPIT申告納税は必要ない。

個人所得税 資本譲渡税(非居住者、居住者の相違)

■ 相談内容

2016年12月現在、ベトナム居住者である私(x)はベトナム人y氏の勧めで、知人の企業A社へ出資を行った。

その後、A社の事業は軌道にのり、毎年の利益から十分な配当支払をできるほどに成長した。その後、私は、当初出資した金額よりも高い値段でB社へ売却することになった。

私は長年、ベトナムに駐在していたが、2017年3月に日本へ帰任することになり、本出資のPITについて居住者、非居住者のどちらで申告した方が有利であるかを悩んでいる。

どのようにすればよいか。

■ 対応

2016年においてxはベトナム居住者となるが、2017年3月に帰国するため、暦年のベトナム居住期間が183日未満であり、2017年ベトナムでは非居住者となる。

ベトナム居住者である場合には譲渡益の20%がPIT課税となる。一方、非居住者である場合には、譲渡価格の0.1%がPIT課税となる。

居住者と非居住者(非居住者の場合には日本での確定申告も考慮する)のPIT金額を計算し比較する。

■ 解説

2013年8月15日付通達111/2013/TT-BTCに基づき、

納税者が居住者か非居住者であるかにより、PITの計算方法が異なる。居住者の場合には、売却代金から購入代金および売却手数料等を控除した売却益の20%がPITの金額となる。一方、非居住者の場合には、売却代金から0.1%がPITの金額となる。申告期限はともに契約書の効力開始日から10日以内となっており、スケジュール的にタイトであるためスムーズにおこなうためには事前準備が必要となる。

個人所得税 学校費用の個人所得税の非課税に関する適用要件

■ 相談内容

当社は駐在員子女の学費を企業が支払った場合には、個人所得税計算をする際に非課税となると聞いたため、学費の実費を駐在員xへ給与とともに支給し、当該学費分を非課税として処理した。

後日、税務調査が入りPITの課税対象になると指摘された。どのように対応すればよいか。

■ 対応

当該学費を個人所得税法上の非課税とするには企業が学校へ直接的に支払いを行わなければならない。

今回のように、毎月の給与に加算して支給した場合、個人所得税の課税所得に加算される。

従って、xへ学費相当額を手当として支払う代わりに、企業が直接学校と契約し支払いを行う方法へ変更し、変更前に給与支給した学費分についての源泉徴収税を別途xから徴収し、税務署へ納税するべきである。

■ 解説

2013年8月15日付通達111/2013/TT-BTCに基づき、

外国人労働者の子供のための幼稚園から高校までの学費を企業が支払いをした場合にはPITの計算上、非課税となる。この規定を適用するためには、労働契約書等に学費の支払いの規定について定め、実際に企業の口座から学校への支払いを行い、学校が発行したレドインボイスを取得し保存する必要がある。

従って、労働者へ直接的に支払いをする学費に関しては、個人所得税法上の非課税とすることはできない。一方、法人税法上では手当として、労働契約書の定めによるものであれば労働者給与の一部として損金算入することができる。

個人所得税 申告期限と罰金規定

■ 相談内容

日本親会社に勤務する私はベトナム子会社Aの事業の為、3年前から定期的に出張のためベトナムへ訪れていた。

私は日本親会社からのみ給与支給を受けており、ベトナムでのPITの申告納税は行っていない。

今までホテル代等の出張経費はベトナム子会社の費用として処理しており、将来的に税務調査があった場合は私の個人所得税の納付状況について指摘される可能性が高い。

また日本親会社の社内方針により、法令に基づく適切な税務申告納税を行うことが社内決議されたため、3年間分を遡って申告納税したい。どのようにすればよいか。

なお、私のベトナム滞在日数をパスポートの記録により数えたところ、ベトナム滞在日数はどの年も190日程度であった。

■ 対応

各年間ベトナム滞在日数はそれぞれ183日以上である。従って、ベトナム居住者となり、ベトナムにて全世界所得の申告納税が必要となる。

つまり、日本で支給を受けている給与全額もベトナムでの申告納税が必要となる。

また、ベトナムでのホテル代等は給与と認定される可能性があるため、ベトナム子会社により源泉徴収が必要な場合がある。

申告に際して、まず所得税申告納税用コードを取得し、各課税期間の申告書を作成し納付する必要がある。

納付遅延による延滞税と申告書遅延による罰金は、申告書提出後に、当局より書面にて支払通知が送付されるため、当該要求に応じて納税をする。

■ 解説

個人所得税は各四半期ごとの申告納税と年間の確定申告納税が必要となる。

申告納税期限は各四半期後30日以内、及び、確定申告は暦年またはベトナム入国日から連続する12カ月の終了する日から90日以内である。

2016年4月6日付法令106/2016/QH13第3条3項に基づき、納付が遅れた場合には日0.03%の延滞利息が発生する。また、2013年10月16日付政令129/2013/ND-CP第7条1項に基づき、申告書の提出遅延に対する罰金は延滞期間ごとに定められ、最大5百万VNDと規定されている。

法人税 損金算入の三条件

■ 相談内容

当社はベトナム進出して3年間経過し、ようやく年間損益の黒字化を達成した。今後の税務調査に備えて、社内の経理体制を整備したいと考えている。

先日、年間の損金不算入費用の一覧を確認したところ、日本では損金になりそうな費用で、かつ、レッドインボイスも取得しているのにも関わらず、損金不算入と処理するケースがあった。

本件について、社内経理主任と面談をしたが、どうも事情を理解できない。

そこで、ベトナムの法人税の損金不算入要件と、一般的な損金不算入費用について知りたい。

■ 対応

ベトナム法人税法では、損金経理の要件として、事業関連性のみならず、インボイスや契約書等の根拠資料の十分性と、非現金決済取引による支払いが要求されている。

詳細な損金不算入項目の確認は、法令の限定列挙を個別に確認が必要。

■ 解説

通達96/2015/TT-BTC第4条に基づき、

次の3つの条件をすべて満たす場合に限り、損金として認められる。

- (1) 事業活動に直接起因および関連すること
- (2) 法律の規定に沿ったインボイス等の証憑を添付すること
- (3) 2,000万ドン以上の取引は、銀行送金等の非現金決済方法による支払証憑を添付すること

しかし、損金不算入費用の全条件を満たしても損金として認められない費用がある。詳細は、通達78/2014/TT-BTCおよび通達96/2015/TT-BTCに規定されており、それぞれ個別の確認が必要となる。

法人税 損金算入の三条件(事業関連性)

■ 相談内容

当社はベトナム進出して3年間経過し、ようやく年間損益の黒字化を達成した。今後の税務調査に備えて、社内の経理体制を整備したいと考えている。

先日、年間の損金不算入費用の一覧を確認したところ、日本では損金になりそうな費用で、かつインボイスも取得しているのに、損金不算入とされているケースがあった。

本件について、社内経理主任と面談をしたところ、それらは、当社の事業に関係ない費用と判断し、損金不算入処理をしているとのこと。

この事業関連性について、ベトナムではどのように判断をしているのか。客観的な根拠がなく、本社への報告もうまくできずに困っている。どのように対応すればよいか。

■ 対応

事業関連性の判断の詳細は、法令に記載されていないのが一般的である。

これらの判断は、実務運用を行うにあたり、税務署の発行するオフィシャルレター(公文書)や、税務調査の実施時に所轄税務署の見解を確認しながら、実務を形成していくことになる。

一例として、外資企業の場合、投資ライセンス取得時点で、ベトナムで行う活動について認可を受けており、当該活動に直接的に関係しないと考えられる場合は、事業関連性がないと判断される可能性がある。

例えば、工場の周りの景観を保つための植木や花。営業目的での飲食代、駐在員の予防接種費用など、私的費用と混同されやすい費用は、とりわけ注意しなければならない。

■ 解説

通達96/2015/TT-BTC第4条に基づき

次の3つの条件をすべて満たす場合に限り、損金として認められる。

- (1) 事業活動に直接起因および関連すること
- (2) 法律の規定に沿ったインボイス等の証憑を添付すること
- (3) 2,000万ドン以上の取引は、銀行送金等の非現金決済方法による支払証憑を添付すること

しかし、損金不算入費用の全条件を満たしても損金として認められない費用がある。詳細は、通達78/2014/TT-BTCおよび通達96/2015/TT-BTCに規定されており、それぞれ個別の確認が必要となる。

法人税 損金不算入費用（出張手当の損金算入条件）

■ 相談内容

当社はベトナム進出して3年間経過し、ようやく年間損益の黒字化を達成した。今後の税務調査に備えて、社内の経理体制を整備したいと考えている。

ベトナム国内で、営業活動を行い、新規顧客獲得を目指している。営業活動をするなかで、労働者の出張機会が増えた。当該出張に際して労働者個人が個人カードで立替払いする。

設立初年度の会計監査の際に、監査法人より、労働者の出張規定を作成するように指導をうけた。同監査法人によると、当該規定がないと税務上の問題が発生するとのこと。

どのように対応すればよいか。

■ 対応

社内財務規定を作成し、具体的な支給の対象となるケースと金額を定めることで、法人税の計算に際して、損金算入が可能。

原則的な考え方として、労働者への給与・手当・賞与については、不正支払いを抑止する観点から、事前に社内規定の作成が義務付けられている。

また、法人税の損金経理の原則的な考え方により非現金決済取引（通常は総じて“銀行送金”という）が求められており、労働者個人名義のカードによる支払いの場合は、追加の規定が必要。

■ 解説

通達96/2015/TT-BTC第4条2項に基づき、

労働者への出張旅費・手当の支給は就業規定や財務規定に従って処理されなければならない。また、旅費の支払いには適法なレドインボイスを取得保管し、かつ2,000万VND以上の支払いは非現金決済取引されなければならない。

また、労働者の個人名義カードにより決済された支払いは「非現金決済取引」とみなされ、次の書類をすべて揃えることで、当該旅費交通費やエアチケット費用は、損金として処理される。

- 商品・サービス提供者によって発行された適法なインボイスがある
- 企業が出張決定書の作成をしている
- 企業の財務規定または就業規定には、労働者が企業に代わって支払い、企業より払戻しをする旨の規定がされている

法人税 優遇税制 適用条件

■ 相談内容

当社はベトナム進出初年度の企業である。

ベトナムへの投資は、当社の基幹工場を中国から移転することを目的としており、当該投資規模も多額になっている。

この度、初年度の法人税の確定申告を行うにあたり、改めて法人税の優遇税制適用の確認をしたく相談をしたい。

当社では、新規投資に対する優遇として、法人税の2年間免税・4年間減税の優遇を受けられると進出時に工業団地から案内を受けているが、具体的な申告方法はどうすればよいか。

■ 対応

法人税の優遇税制は、納税者が、自らの判断により、現行法令で定められる中から、任意に選択適用をすることができる。EPE等の特殊な事例を除くと、事前届出や、個別申請は求められておらず、仮に優遇税制の適用に際して申告納税に誤りがある場合は、税務調査の際に是正を受けることになる。

一般的な法人税の優遇内容は、投資ライセンスに記載されることが多く、当該ライセンスを実際に確認しながら、外部の専門家にも相談のうえ申告書を作成することが望ましい。

■ 解説

通達78/2014/TT-BTC第18条1項に基づき、

企業は、税優遇を受けるために、以下の条件をすべて満たさなければならない。

1. 会計基準に従った正規の会計帳簿を整備し、インボイス、証憑の保管を行っていること
2. 正しく税務申告と納税を行っていること

通達78/2014/TT-BTC第22条に基づき、

企業は自ら税優遇の条件、優遇税率、減免税、相殺可能な損失を決定する。税務調査が行われる際に、税務局は企業が優遇税制の適用条件を充足しているか、減免税の適用額が正しく計算されているか調査を行う。

法人税 優遇税制 複数事業ある場合の税額計算

■ 相談内容

当社はベトナムに進出して5年目である。

ベトナムへの投資は、当社の基幹工場を中国から移転することを目的として進出をした。当該生産活動では優遇税制の適用条件も満たしており、問題なく対応ができています。また、生産活動に加えて、商社活動も開始している。

本年度の法人税の確定申告を行うにあたり、改めて法人税の優遇税制適用の確認をしたく相談をしたい。

当社の投資ライセンスには優遇税制の適用が可能である旨の記載があるが、新たな商社活動から生じた利益についても優遇税制の適用は可能なのか。現状では、生産活動と商社活動の区分経理を十分にできておらず、法人税の計算が問題となっている。

どうすればよいか。

■ 対応

複数の優遇適用事業を行っている場合、または優遇事業と非優遇事業を行っている場合、それらを区分してそれぞれ法人税額の計算が必要になる。

しかし、当該区分が困難である場合は、次の方法により事業所得を区分することになる。すなわち売上や費用などの主要数値を用いて全体の事業に占める割合をもって優遇事業所得として法人税の計算を行う。

優遇を受ける事業所得＝

(総課税所得 * 優遇提供対象となる事業売上/全体売上)

優遇を受ける事業所得＝

(総課税所得 * 優遇提供対象となる事業費用/全体費用)

■ 解説

通達78/2014/TT-BTC第18条2項に基づき、

企業が税優遇を受けている期間に複数の事業を営んでおり、税優遇を受ける事業とそうでない事業が混在する場合には、それらの事業の所得を区分して計算することが要求される。なお、その区分の管理が難しい場合は、法令に従った按分計算を行う。

通達78/2014/TT-BTC第18条8項に基づき、

税優遇を享受している期間に、企業が現行法の税優遇の対象となる条件を満たさなくなった場合、企業はその年度に税優遇を享受することができず、通常税率で法人所得税を納付しなければいけない。その年度は税優遇の対象期間に含んで計算される。

法人税 優遇税制 適用開始時期

■ 相談内容

当社はベトナムに進出してから第2年度目である。
2017年9月に企業設立し、12月決算を選択していることから、初年度は4カ月での決算を行った。
ベトナムへの投資は、当社の基幹工場を中国から移転することを目的として進出をした。当該生産活動では優遇税制の適用条件も満たしている。
当社ではUSDにて資本金を拠出しているが、社内方針によりその大半をVNDの定期預金とし必要な時期に取り崩しながら支払いをすることとしている。
初年度から第2年度にかけて、工場建設工事業者との打合せに時間もかかったため、建設工事開始も大幅に遅延した。
第2年度の決算をしたところ、定期預金利息が年間の費用を上回り、設立初年度で売上がないものの、黒字決算となった。
未だ売上も発生しておらず、優遇税制の適用開始を翌期以後にずらしたいが、どうすればよいか。

■ 解説

通達78/2014/TT-BTC号第20条5項に基づき、
優遇税制(減税・免税)の適用は、課税所得が発生した年度から開始されるが、売上発生後3年間課税所得が生じない場合は、4年目より自動的に優遇税制の適用が開始される。

■ 対応

本件の優遇(減免税)の場合、その適用開始は課税所得の発生以後とされている。
初年度が12カ月未満であり課税所得が発生していない場合、法令に従い、優遇税制の適用を繰り延べ可能であるが、第2年度以後は当該規定の適用はできない。
そのため、優遇適用開始までの期間に計上する収益と費用は予め予定しておかなければならない。
具体的には預金金利や実現為替差益を上回るような費用を計上しなければならない。

付加価値税 役務提供売上の輸出免税適用に必要な書類整備

■ 相談内容

当社はベトナムでソフトウェア開発を行っている企業である。日本へ販売しているソフトウェアに関しては輸出免税としてVATを請求しないでも問題ないかを確認したい。

■ 対応

基本的にはソフトウェアをベトナム国外への輸出する場合、輸出免税が適用されると考えて問題ない。

税務調査への対策として、必要な書類がすべて適切に整っているかを事前に確認する必要がある。

商品であるソフトウェアをクライアント先へ送った実際のメール履歴、注文書、注文請書、契約書、請求書、送金明細等の整備を行い、不足しているものがある場合には書類をそろえる必要がある。

■ 解説

2013年12月31日付通達219/2013/TT-BTC第9条1項に基づき、ベトナム国外へ輸出され海外で使用される物品や役務に係る付加価値税は輸出免税の対象となり0%課税となる。

パッケージ化されたソフトウェア(有形財)は輸出手続きが必要とされるが、メール送信やデータ送付によりソフトウェアを引き渡す場合は、税関への輸出手続きは不要。

有形財の輸出であれば、税関申告書により、その物品輸出を容易に証明できる。一方、メール送信やデータ送付はそれが、輸出され海外で使用されたかの判断が困難。

従って、税務調査対策としては必要な書類がすべて適切に整っているかを確認する必要がある。

付加価値税 仕入れインボイスの計上時期(確定申告がない)

■ 相談内容

ベトナム法人である当社は社内経理・税務処理のために、仕入商品・サービスに係るレッドインボイスを遅くとも翌月10日までに各仕入先より受け取ることにしている。

今、仕入先B社の事情により、当月のインボイスの受け渡し当初予定より遅滞し、翌々月になってしまう見込みである。なお、支払いは通常予定通り行う予定としている。

長い付き合いがあり、信頼関係もあるため、今回に限り承諾することにしたが、今期の付加価値税申告の提出期限に間に合わない恐れがある。どのようにすればよいか。

■ 対応

付加価値税申告をするためにはレッドインボイスが必要である。翌月にレッドインボイスを取得した場合には翌計算期間の付加価値税申告に加算する。

■ 解説

通達156/2013/TT-BTC第11条に基づき、

付加価値税は、法人税や個人所得税と異なり、年次確定申告の定めがない。

従って、その計算期間にあるレッドインボイスをもとに申告書を作成すればよく、例えば、3月31日に発行されたレッドインボイスを4月に実施する付加価値税申告に含まなくとも問題はないと考えられる。

一方、通達166/2013/TT-BTC第8条及び第12条に基づき、

売上インボイスはその申告遅延に対して罰金規定があるため注意が必要。

付加価値税 本店所在地と異なる省で実施されたプロジェクト用の申告納税

■ 相談内容

ハノイ市に本店のある建設企業である当社はA省の橋の建築プロジェクトへ参加した。

本プロジェクトにおけるB社の売上は100億VND。

本件、A省の税務担当者より付加価値税申告が必要という旨の連絡を受けた。B社は、A省に支店はなく、このプロジェクトのみ行った。

支店がなくてもプロジェクトの売上にかかる付加価値税をA省に申告納税しなければならないのか。

■ 対応

建設プロジェクトである場合にはA省での申告が必要になる。具体的には、A省に対して100億VND×2%の2億VNDの付加価値税申告納税が必要となる。

従って、A省へは付加価値税申告を行い、ハノイ市へ提出した付加価値税申告は修正申告を行う必要がある。

■ 解説

2013年11月6日付通達156/2013/TT-BTC第11条に基づき、

建設や不動産取引取引等を行った場合は、その本店支店がなくとも当該省もしくは市で申告納税をする必要があると定めている。その付加価値税額は契約金額の2%(付加価値税率10%の財サービスの場合)、もしくは、1%(付加価値税率5%の財サービスの場合)である。

なお、本店の付加価値税申告では、プロジェクトを含む全体の付加価値税額を計算し、他省に申告した付加価値税額を控除する。

付加価値税 レッドインボイスがない費用の取扱い

■ 相談内容

当社は適法なライセンス飲食店を経営している。

当社では、魚の仕入れを複数の個人事業者から行っており、当該仕入れに関するレッドインボイスを取得できていない。

当社の主たる仕入に関するインボイスであるため、合計金額が大きくなり困っている。

月次決算を行うにあたり、これらの費用計上や付加価値税控除をしたいと考えているが何か方法はないか。

■ 対応

レッドインボイスの入手ができないので、付加価値税控除は不可。(付加価値税は支払っていない)一方法人税に関しては損金算入するために、リスト化し代表者のサイン、企業の押印したものを保存しておけば損金算入することができる。

■ 解説

2014年6月18日通達78/2014/TT-BTC第6条2項4号に基づき、

原則的に企業の費用となるが、レッドインボイスを取得しなくとも、法令に定めるform No. 01/TNDN にそれらの費用をリスト化し、法的代表者(もしくは委任者)のサイン押印を行うことで、法人税法上の損金とできる項目がある。

これは、そもそもレッドインボイスが発行されないような、農水産物を生産者から購入した場合や事業を行っていない個人から購入したものに限られる。しかしながら、リスト化された商品、サービスの費用が市場よりも高いと税務担当者が判断した場合には、購入金額が修正されることがある。

一方、2013年12月18日政令209/2013/ND-CP第7条に基づき、実際の仕入インボイスに基づき、付加価値税控除額を計算するとされているため、レッドインボイスのない購入費用は付加価値税を支払っていないものと考えられる。

付加価値税 レッドインボイスの購入手続き

■ 相談内容

飲食店を開業したが、単価が低い店ということもあり、基本的に顧客からのレッドインボイス発行を依頼されるケースはないと考えていた。

しかし、顧客からの依頼により、至急レッドインボイスが必要になったがどこで買えばいいかわからない。

町の文房具屋などで購入できるのか。

■ 対応

レッドインボイスは、税務署から購入することになる。指定の申請用紙に必要事項を記入し、一冊50枚のレッドインボイスが綴じ込まれた台帳を購入する。

購入に際して、企業名、住所等を記入しなければ、税務署よりレッドインボイスを持ち出すことができない。

■ 解説

2014年3月31日通達39/2014/TT-BTC第12条に基づき、

税務署販売のレッドインボイスを購入する場合は、指定申込書Template 3.3に企業情報等を記載する必要がある。

また、税務署からレッドインボイスを購入する場合は、ライセンス等記載の企業情報との一致を証明するためにライセンス等を提出する必要がある。

税務署から購入したレッドインボイスの不正利用を避けるため、すべてのインボイスのページに企業住所と企業名を記入するか、企業住所と企業名の入ったスタンプを事前に作成しておき、押印する必要がある。

付加価値税 レッドインボイス紛失時の対応

■ 相談内容

仕入先から入手したレッドインボイスを鞆に入れて持ち歩いていたところ盗難に遭いレッドインボイスを紛失した。

仕入先にレッドインボイスの再発行を依頼できるか。

■ 対応

レッドインボイスを発行した仕入先へ、レッドインボイスを紛失した旨を伝える。併せて、税務署へ5日以内に紛失した旨の届出を行う。

発行元企業と発行先企業はレッドインボイスが紛失した旨のレターを作成し、双方で署名押印をし、それぞれ原本を保存する。また、発行元企業にレッドインボイスをコピーしてもらい、そこに署名押印をお願いする。

■ 解説

2014年3月31日通達39/2014/TT-BTC第24条に基づき、

レッドインボイスの紛失、焼失、破損した場合は、発行されたか否かに関わらず、レッドインボイスを紛失した日から5日以内に税務署所定の様式で届出を行う必要がある。5日を超えると罰金を支払わなければならない可能性があるので注意が必要。

付加価値税 本店から独立支店への販売には、レドインボイス発行が必要

■ 相談内容

ベトナム法人である当社はハノイに本店、ホーチミンに独立支店を有する製造業である。

本店から支店へ製造製品の一部を販売しようと考えているが、レドインボイスではなく、社内作成した請求書を発行するのみで問題が発生するのか。

■ 対応

本店から独立支店に対する売上でレドインボイスを発行しない場合でも法人税上は、本店にて収益計上をする。一方、支店ではそれらの費用を損金不算入として処理しなければならない。従って、本店から独立支店へ販売をする場合は、本店にてレドインボイスを発行する。

■ 解説

2014年3月31日通達39/2014/TT-BTCに基づき、

独立支店の場合は、たとえ本支店間の取引であってもレドインボイスを発行する必要がある。

仮に、レドインボイスを発行しない場合は、法人税法上は、本店では収益計上しなければならない一方、独立支店では費用の損金不算入となってしまう。

一方、従属支店の場合には会計主体が1つであることからレドインボイスでなくても内部資料のみで問題がない。

付加価値税 自社印刷インボイス発行の要件

■ 相談内容

売上時に発行するレッドインボイスを自社印刷する方法により税務署へ申請をしたところ、税務署から自社印刷インボイスが認められないとの連絡を受けた。

当社では、今後どのように対応すればよいのか。

■ 対応

自社印刷インボイスの発行が税務署より否認された場合は、①指定印刷業者による印刷、もしくは、②税務署からレッドインボイスを購入する方法に変更する。

■ 解説

2017年4月27日通達 37/2017/TT-BTCに基づき、

企業設立後、レッドインボイスを使用する2日前までにレッドインボイスの使用届出書を税務署へ提出する必要がある。

提出後、2日以内に税務署から連絡がない場合は、レッドインボイスの使用を許可されたと推定される。

しかしながら、税務署から連絡があり、自社発行インボイスや指定印刷業者印刷のインボイスは使えないと決定する場合がある。

自社印刷インボイスの発行が認められる要件は、払込資本金が150億VND以上の企業もしくは、工業団地、輸出加工区、ハイテク区内等で規定に従って設立された企業等である。

税務署によっては、指定業者印刷のインボイスの場合も、自社印刷インボイスと同様の基準が適用され、否認されるケースもある。

付加価値税 輸入付加価値税控除のための必要書類

■ 相談内容

工業団地にある製造業A社は、ベトナム国内の企業と異なり、海外の取引先から商品を仕入れた際に支払う輸入付加価値税には、レッドインボイスが発行されない。

これらの輸入付加価値税を適切に付加価値税の申告に際して控除するにはどのようにすればよいか。

■ 対応

通関申告書、請求書、領収書、契約書、納税証明書、送金明細等必要な書類がそろえれば問題ない。

■ 解説

通達26/2015/TT-BTC第1条10項に基づき、

輸入VATをVAT申告上控除するためには実務上、通関申告書、請求書、領収書、契約書、納税証明書、送金明細等の各種書類をそろえておく必要がある。請求書、領収書は相手国で通常使用されている形式のものであれば問題ないと考えられる。

付加価値税 非課税売上、課税仕入(病院等)還付不可

■ 相談内容

日本で開業医を行っているxは、ベトナムでも病院を開業しようとして検討している。

病院での治療費は付加価値税の課税対象ではなく、付加価値税を徴収しない。一方で、病院内の備品・器具等を購入には付加価値税を支払う。

仮に、病院での治療費が付加価値税の非課税売上となり、患者から売上付加価値税を徴収しない場合は、支払い超過となる仕入付加価値税の還付申請ができるのか。

できない場合は、仮払付加価値税が貸借対照表上に計上されたままになってしまうのではないかと心配している。

■ 対応

病院での治療費はベトナム付加価値税の非課税項目に該当するため、病院の患者様へ付加価値税を請求できない。

非課税売上に対する仕入付加価値税は、法令により還付ができないため、支払済の付加価値税がある場合は、それらを費用として処理する。

■ 解説

2016年8月12日付通達130/2016/TT-BTC第1条1項に基づき、医療サービスにかかる費用は付加価値税の非課税取引である。

2013年12月31日付通達219/2013/TT-BTC第14条7項に基づき、非課税売上に対する、仕入付加価値税は、売上付加価値税から控除できない。当該仕入付加価値税は、会計上の費用として処理される。

付加価値税 適用税率の誤り

■ 相談内容

当社は当社の事業から生じる収益には、5%の付加価値税率が適用されると思いこみ、顧客に対して遅滞なくレッドインボイスを発行し、付加価値税の申告を行った。

後日、適用される税率が5%ではなく10%であることが判明した。どうすればよいか。

■ 対応

延滞税および罰金が想定されるため、誤りに気づいた時点でなるべく早めに修正申告をする必要がある。

顧客へ発行したレッドインボイスは、原本回収し、回収したレッドインボイスをもとに税率誤りの覚書を作成する。

当該覚書には、当社と得意先の双方の署名押印をし、双方保管する。

差額分の代金の支払いは、顧客へ請求すべきであるが、現実的に差額代金の回収が難しい場合も想定しておかなければならない。

■ 解説

2013年12月31日通達219/2013/TT-BTC第9条10条・11条に基づき、現行制度上、ベトナムでの付加価値税の標準税率は10%である。

水、教育助成、児童用書籍、食料品、医薬品、農業用の特別な機器、農産品、農業サービス、科学技術サービス、基礎化学品等は5%である。

また、輸出品や海外で消費されるサービスは0%課税となる。

なお、土地所有権の譲渡、特定の保険サービス等、非課税になるものもある。

外国契約者税 申告納税漏れ 税コード未取得

■ 相談内容

当社はベトナム進出2年目の企業である。

日本親会社から借入を行っており、先日、支払利息と共に初めての返済を行った。

当社では定期的に会計事務所によるレビューを受けており、当該借入返済に係る外国契約者税の申告納税が漏れていることを指摘された。また、外国契約者税コードの取得未了である為、すぐに申告納税が行えない旨も、指摘を受けている。

当社では設立時に税コードの取得は完了しているという認識だが改めて税コードの取得が必要になるものなのか。

また、必要なのであれば、どのように税コードを取得すればよいのか。

■ 対応

設立時に付与される企業の税コードとは別に、外国契約者税の申告納税を行う為の税コードを別途取得する必要がある。外国契約者税コード取得の為、管轄税務署に以下の書類を提出する必要がある。

- ・税コード申請書(フォームNo. 04.1-DK-TCT)
- ・申告納税予定の契約リスト(フォームNo. 04.1-DK-TCT-BK)
- ・申告納税予定の契約書コピー(企業印の捺印が必要)

外国契約者税

■ 解説

外国契約者税の申告納税を行う為には、企業が設立時に取得する税コードとは別に、外国契約者税用の税コードを取得する必要がある。

通達95/2016/TT-BTC7第条4項に以下の必要書類が規定されている。

- ・税コード申請書(フォームNo. 04.1-DK-TCT)
- ・申告納税予定の契約リスト(フォームNo. 04.1-DK-TCT-BK)
- ・申告納税予定の契約書コピー(企業印の捺印が必要)

なお、管轄税務署によってはライセンスの公証コピーなど、本通達に記載される書類以外を求めるケースもある。

外国契約者税 申告納税漏れ 期限誤認

■ 相談内容

当社はベトナム進出初年度の企業である。

当社は日本親会社より借入をおこなっており、先月、当該借入の第1回目の元本及び利子の弁済を行った。

ベトナムでは借入金利支払時に、外国契約者税の源泉徴収義務があると聞いていたので、当該税額を差し引いた残額を親会社へ送金した。

その後、付加価値税や個人所得税と同様に四半期分の税金として、外国契約者税の申告納税を行ったところ、管轄税務署より申告納税遅延による罰金及び延滞利息の支払通知を受け取った。

当社はこの罰金を支払うべきなのか。

■ 対応

原則として、外国契約者税の申告納税は対象取引の支払(決済)日から10日以内に履行しなければならない。

仮に、この申告納税期限が過ぎた場合、法令による未申漏れに係る罰金と、延滞利息を支払う必要がある。

なお、税務署計算の延滞利息額は誤りであるケースも少なくなく、当該罰金等の支払い前に延滞利息の計算を再確認することが望ましい。

■ 解説

税申告の期限について通達156/2013/TT-BTC第10条には、以下のように規定されている。

- a. 月次税務申告の期限: 翌20日以内
- b. 四半期税務申告の期限: 翌30日以内
- c. 年次税務申告の期限: 1月30日まで
- d. 都度発生の税務申告期限: 発生から10日以内

上記のうち外国契約者税は、d.に該し、支払から10日以内の申告納税が必要となる。

月次申告を選択した場合、a.の翌20日以内の申告納税期限が適用される。

また、通達166/2013/TT-BTC第9条には、0VND(警告のみ)から5百万VNDの申告遅延罰金が規定されており(遅延期間に基づく)、法律106/2016/QH13第3条には遅延利息として、0.03%/日が規定されている(2016年7月1日以降)

外国契約者税 申告納税漏れ 海外送金が伴わない決済

■ 相談内容

当社はベトナム進出3年目の企業である。

当社では、外国の親会社から技術支援を受けており毎月親会社に対する未払金を計上している。

また、同時に当社の売上は親会社に対するものがほとんどである為、既述の未払金と親会社に対する売掛金を相殺する形で決済を行っている。

外国の会社から技術支援を受けた場合、その代金送金から10日以内に外国契約者税の申告納税を行わなければならないという認識であり、当社のケースでは海外送金が伴わない為、外国契約者税の申告納税は行ってこなかった。

しかし、先日の税務調査に於いて、外国契約者税の申告漏れを指摘された。

税務官の指摘は正しいのか。

■ 対応

都度申告が必要な税金は、その税金が発生してから10日以内の申告納税が義務付けられているが、その税金の発生時点が送金時点であるという規定はなく、相殺時点で外国契約者税が発生していると考えべきである。

よって、税務官の指摘は妥当であり、過去分の申告納税を行うべきである。

相殺時点の判断基準は相殺合意書の内容による為、申告納税のタイミングを考慮しつつ、相殺日を設定することを勧める。

■ 解説

通達156/2013/TT-BTCに基づき、

都度申告が必要な税金は、その税金の発生から10日以内に申告納税を行うことが義務付けられている。

外国契約者税の発生点が送金時であると明示される規定はなく、相殺時点で当該税金債務が発生していると考えべきである。

外国契約者税 申告納税漏れ On the spot輸出入取引

■ 相談内容

当社はベトナム進出5年目の企業である。

先日、初めての税務調査があり、On-the-spot 輸出入に係る外国契約者税の申告納税漏れを指摘された。

当社では、外国法人及び個人がベトナム国内で役務提供を行い、そこから得た利益がある場合のみ課税されると考えている。この税務調査による指摘は法律に基づいたものなのか知りたい。

■ 対応

外国契約者税は、外国法人及び個人がベトナム国内で行った役務提供から稼得した所得に対して課税される。

On-the-spot 輸出入は、外国法人及び個人が最終物品購入者に対してベトナム国内配送サービスを提供したと見なされ、「サービスの付随する物品販売」に対する税率1%（法人所得税）が適用される。

この場合、税額計算は所得課税ではなく、取引額課税となるため、利益の有無にかかわらず課税される点に留意しなければならない。

■ 解説

通達103/2014/TT-BTC第1条2項・13条に基づき、

外国企業がOn-the-spot輸出入によってベトナム国内で収入を得ている場合、外国契約者税の課税対象となる。

また、On-the-spot輸出入に係る外国契約者税率は、法人所得税1%となる。

なお、On-the-spot輸出入とは、政令08/2015/ND-CPにて定義されている。

- a. 外国企業が内国企業との委託加工契約に基づき製造した製品を、別の内国企業に販売する取引
- b. 一般内国企業とEPEとの取引
- c. 外国企業が内国企業から購入した商品を別の内国企業に販売する取引

外国契約者税 申告納税漏れ プロジェクトオフィスへの代金支払い時

■ 相談内容

当社はベトナム進出5年目の建設企業である。

当社は建設工事を請負うに当たり、下請け業者に日系企業を使っている。

当該下請け企業はベトナムで建設工事を行う為にプロジェクトオフィスを設立している。

下請けのプロジェクトオフィスに工事代金を支払うに当たっては、プロジェクトオフィスはベトナム国内に存在し、海外送金を伴わない為、今まで外国契約者税の源泉徴収は行っていなかった。

しかし、先日の税務調査時にプロジェクトオフィスへの代金支払い時の外国契約者税申告漏れを指摘された。

この税務署からの指摘は適切なものなのかを確かめたい。

■ 対応

プロジェクトオフィスは外国企業の一部であるため、ベトナム子会社からプロジェクトオフィスへの支払は、外国法人への支払と見なされ、外国契約者税の対象となる。

もし、プロジェクトオフィスが直接法を使用している場合、貴社が外国契約者税の源泉徴収するか、プロジェクトオフィスが直接外国契約者税の納税を行うことになる。

今回のケースでは、当初の外国契約者税納税者の取り決め、プロジェクトオフィスの納税の有無を確認すべきである。

■ 解説

通達103/2014/TT-BTC第1条に於いて、外国建設事業者とベトナム事業者との契約や、外国建設事業者がサブコントラクターとして当該契約の一部を担っている場合、外国契約者税の課税対象となる旨が規定されている。

また、同通達第8条に於いて、外国契約者が、ベトナム国内に恒久的施設を有している、契約期間が183日超である、ベトナムの税コードを有しベトナム会計基準に準拠している、という条件を満たす場合、外国契約者が自ら納税を行うことが規定されている。

外国契約者税 控除可能付加価値税の控除漏れ

■ 相談内容

当社はベトナム進出1年目の会社である。

当社では、当社が外国契約者税を負担する場合、付加価値税部分は、サービス対価の一部として法人所得税計算時の損金として処理を行っていた。

しかし、先日参加した税制セミナーで、ベトナム側が外国契約者税を負担する場合、係る付加価値税は仮払付加価値税として仮受付加価値税から控除できると聞いた。

この税制セミナーで聞いた内容の真偽を確かめたい。

■ 対応

外国契約者税は、法人所得税及び付加価値税によって構成されるが、もしもこの付加価値税部分をベトナム側で負担する場合、仮払付加価値税として付加価値税控除を行うことが可能である。

過去にサービス対価の一部として処理していた付加価値税は次期の付加価値税申告時に仮払付加価値税として申告し、会計上も仮払付加価値税として修正仕訳を行うべきである。

■ 解説

外国契約者税の負担者はベトナム契約者もしくは外国契約者から選ぶことが可能。

税負担者をベトナム契約者とした場合、仕入VAT控除が可能である旨がオフィシャルレター30764-ct-htr-2015に規定されている。

外国契約者税 税額計算 グロスアップ

■ 相談内容

当社はベトナム進出5年目の企業である。

当社では外国の親会社から借入を行っているが、当該支払利息に係る外国契約者税はベトナム子会社負担として、元本及び利息全額を親会社に送金していた。

なお、返済の度に支払利息の5%を外国契約者税として申告納税を行っていた。

しかし、先日の税務調査に於いて、都度の申告納税額不足を指摘された。

当社は既述の通り、支払利息の5%を都度申告納税している。この税務署の指摘は妥当なものなのか。

■ 解説

通達103/2014/TT-BTC 第12条・13条に基づき、外国契約者税をベトナム側の契約者が負担する場合の計算方法が記載されている。

■ 対応

外国契約者税は通常、外国契約者が負担すべき税金である為、ベトナム子会社が税金を負担する場合は、送金額が源泉徴収後の金額であると仮定し、理論上の課税標準を算定する必要がある。

この理論上の課税標準の算出をグロスアップというが、具体的には、以下のような計算を行う。

【グロスアップ計算】

契約金額 ÷ (100% - 5%) = 理論上の課税標準

つまり、契約額に対して約5.26%の申告納税を行う必要がある。

よって、税務署の指摘は妥当なものであり、申告納税が漏れていた本税及び係る罰金の支払いを行うべきである。

外国契約者税 税額計算 ロイヤルティ

■ 相談内容

当社はベトナム進出3年目の企業である。

当社では親会社で開発した業務管理システムを使用しており、その使用料を毎月支払っている。

インターネットで調べた所、ロイヤルティに関する外国契約者税の税率は、法人所得税10%、VAT免除となっていた為、使用料に対して10%の源泉徴収を行っていた。

しかし、先日の税務調査に於いて、付加価値税5%の納税が漏れている旨を指摘された。

税務官の指摘は正しいのか。

■ 対応

ロイヤルティに関する外国契約者税の税率は、その無形資産の所有権が移転するの否かによって付加価値税の有無が決定される。

今回の貴社のケースであれば、業務管理システムの所有権が親会社から貴社に移っているとは考えにくい為、税務官の指摘は妥当なものであると考えられる。

過去分の修正申告を行い、以後の源泉徴収額を変更すべきである。

■ 解説

オフィシャルレター3159/CT-TTHTに基づき、

無形資産の所有権が移転する場合、外国契約者税の付加価値税は免除されるが、当該無形資産の所有権移転が伴わない場合は、当該使用料に対して付加価値税5%が課税される旨が規定されている。

外国契約者税 複数サービスの同時提供

■ 相談内容

当社はベトナム進出5年目の企業である。

当社は建設事業を営んでおり経常的に外国の下請け業者に資材発注及び施工管理を依頼している。

設立1年目に参加したベトナム税制セミナーに於いて、外国契約者税の税率が以下であることを知った。

- ・サービスの付随した物品: 付加価値税0%、法人所得税1%
- ・施工管理: 付加価値税5%、法人所得税5%

ただし、明確にそれぞれのサービス料が決まっている訳ではなかったため、便宜的に総契約額を半分にして、それぞれの税率を掛けて外国契約者税を算出していた。

しかし、先日の税務調査に於いて、総契約額に対して施工管理の税率を適用するように言われた。

この指摘は正しいのか。

■ 対応

もし税率の違うサービスが一つの契約に混在しており、それぞれのサービスの契約額を明確に分けることができない場合は、外国契約者税の計算に於いて、その契約中、最も高い税率を適用することになる。

よって、税務官の指摘は妥当であると考えられる。

今後の対処方法として、契約書中にそれぞれのサービスの契約額を明示し、課税標準の根拠を残すべきである。

■ 解説

通達103/2014/TT-BTC第12条2項・13条2項に基づき、

同契約内に異なる税率が適用されるべきサービスが混在する場合、それぞれの契約額に対してそれぞれの税率を適用する。

ただし、それぞれのサービスの契約額が明確でない場合には、当該契約に含まれるサービスの中で適用されるべき税率の中で、最も高いものが総契約額に対して適用される。

監査 法定監査を受ける義務(零細企業)

■ 相談内容

当社はベトナム進出3年目の企業である。

先日、新しく契約した会計コンサルタント企業から過去の監査済財務諸表がないことを指摘された。

当社は資本金500万円程度の企業であり、法定監査を受ける程の規模ではないと思っていたため、昨年、一昨年と監査を受けていない。

このような場合、当社の取るべき対応はどういったものか。

■ 対応

早急に監査法人との契約を締結し、過去分の監査を受けるべきである。

監査済財務諸表は、財務省、統計局、税務局、ライセンス発行機関への提出が義務付けられ、提出期限が定められているため、提出遅延による罰金通知を受けた場合、内容を確認の上、当該罰金額を支払う必要がある。

■ 解説

政令17/2012/ND-CP第15条1項に基づき、

以下の組織は会計監査を受けることが義務付けられている。

- (a)外国個人もしくは法人が持分を所有しているベトナム内国企業
- (b)外国銀行の支店を含む、ベトナム内国法によって規制される金融機関
- (c) 保険企業
- (d)上場企業、株式発行機関及び証券取引企業

上記(a)に基づき、外国からの出資があるのであれば当該企業は会計監査を受ける義務がある。

なお、法定される会計監査を受けなかった場合、通達105/2013/ND-CP第35条2項に基づき、10百万から20百万VNDの罰金が規定されている。

監査 法定監査を受ける義務(外資比率50%未満)

■ 相談内容

当社はベトナム進出3年目の企業である。

先日、新しく契約した会計コンサルタント企業から過去の監査済財務諸表がないことを指摘された。

当社はローカル(地元)企業との合弁企業であり、出資比率が50%未満であり、法定監査を受ける必要がないと思っていたため、昨年、一昨年と監査を受けていない。

このような場合、当社の取るべき対応はどういったものか。

■ 対応

早急に監査法人との契約を締結し、過去分の監査を受けるべきである。

監査済財務諸表は、財務省、統計局、税務局、ライセンス発行機関への提出が義務付けられ、提出期限が定められているため、提出遅延による罰金通知を受けた場合、内容を確認の上、当該罰金額を支払う必要がある。

■ 解説

政令17/2012/ND-CP第15条1項に基づき、

以下の組織は会計監査を受けることが義務付けられている。

- (a)外国個人もしくは法人が持分を所有しているベトナム内国企業
- (b)外国銀行の支店を含む、ベトナム内国法によって規制される金融機関
- (c) 保険企業
- (d)上場企業、株式発行機関及び証券取引企業

上記(a)に基づき、外国からの出資があるのであれば当該企業は会計監査を受ける義務がある。

なお、法定される会計監査を受けなかった場合、通達105/2013/ND-CP第35条2項に基づき、10百万VND～20百万VNDの罰金が規定されている。

監査 監査報告書の提出期限

■ 相談内容

当社はベトナム進出2年目の企業である。

監査業務の過程で意思疎通が上手くいかず、必要な書類が揃わないうちに監査済財務諸表提出期限が過ぎてしまった。

その後、無事に監査済財務諸表が発行され、代表者のサイン・捺印を済ませ、ローカル(地元)スタッフに監査済財務諸表を関係当局へ提出するよう指示を出し、代表者は長期海外出張へ出た。

しかし、出張から戻ってみると、監査済財務諸表が未だ提出されておらず、既に法令による提出期限も大幅に過ぎていることに気づいた。

この場合、どのような対処をすればよいか。

■ 対応

可及的速やかに監査済財務諸表の提出を行うべきである。

また、提出期限遅れによる罰金通知があった場合、内容を確認の上、支払いを行う必要がある。

■ 解説

通達200/2014/TT-BTC第109条に基づき、決算日から90日以内に当局に監査済財務諸表を提出しなければならない。

提出遅延があった場合、通達105/2013/ND-CP第10条に基づき、3か月以内の提出遅延であれば5百万から10百万VND、3か月超の提出遅延であれば、20百万から30百万VNDの罰金を課せられる可能性がある。

監査 監査済財務諸表の内容(監査意見不表明)

■ 相談内容

当社はベトナム進出3年目の企業である。

昨年までローカル(地元)会計事務所に財務諸表作成を任せ、そのローカル会計事務所が紹介してきた監査法人に監査を依頼していた。

ベトナム語も読めず、会計の知識も乏しい為、現地スタッフの言うままにサイン・捺印を行い、事務的な確認のみをおこない、期限内に監査済財務諸表提出まで行った。

今年に入り、本社の意向から日系の会計事務所に切替えたところ、昨年の監査報告書に問題があることを知らされた(監査意見不表明)。

この場合、どのような対処をすればよいか。

■ 対応

まず、当該監査に於いて意見不表明になっている理由を確認する。

その後、監査意見修正の意向があるのであれば、再度監査法人による監査を受け、監査済財務諸表の再発行を依頼する。

なお、当該監査済財務諸表は税務当局にも提出される為、適正意見以外の意見が出ている場合、税務調査の対象となる可能性が高まると考えられる。

■ 解説

提出済みの財務諸表を修正して再提出を行う場合、通達156/2013/TT-BTCに基づき、以下のように手続きを行う。

- ・当該修正が、法人所得税に影響する場合、追加申告書を作成し(通達156/2013/TT-BTCのフォーム01/KHBS)、法人所得税の確認申告書を修正・補足し、修正した財務諸表を提出する。
- ・法人所得税に影響しない場合、企業は財務諸表の修正・補足のみを行い、税務署へ修正した財務諸表を提出する。

なお、過去に提出した財務諸表は回収する。

監査 監査法人との契約締結遅延

■ 相談内容

当社はベトナム進出2年目の外資100%の企業である。
この度、あるセミナーに参加したところ、法定監査を受ける義務があることは知っていたが、監査法人との契約は決算日から30日以上前までに締結しなければならないと聞いた。
この時点で、すでに決算日から20日前となっており、監査法人との契約締結期限が過ぎている。
この場合、どのような対処をすればよいか。

■ 対応

出来るだけ早く監査法人の選定を行い、監査法人との契約を済ませるべきである。

■ 解説

法律67/2011/QH12第9条2項に基づき、
会計年度末日より30日以上前までに監査法人との契約締結を完了しなければならない。
また、当該期限までに契約締結できない場合の取り扱いは、通達105/2013/ND-CPに10百万から20百万VNDの罰金と規定されている。

会計 外貨による記帳

■ 相談内容

当社はベトナム進出を検討している企業である。

当社では全世界子会社の財務諸表をUSDベースで管理している。

ベトナムに於いてもUSDによる財務諸表作成が認められているが、USDを記帳通貨として選んだとしても、VND財務諸表も併せて作成する必要があると聞いている。

これにより、多大なる経理コストが発生することを懸念しているが、簡便的に換算財務諸表を作成することが認められているのかを確認したい。

なお、タイムリーにUSDベースでの財務諸表が必要なため、一旦VNDベースでの記帳を行い、その後USDに換算するという方法は考えていない。

■ 対応

ベトナムでは制度としての外貨建財務諸表作成が認められているが、外資企業に義務付けられている法定監査は、VNDによる財務諸表のみを対象としている。

つまり、外貨で財務諸表を作成していたとしても、結果としてVNDでも財務諸表を作成する必要があるということになる。

外貨建ての財務諸表をVNDベースに換算する際、為替換算差額や資産再評価差額、未払い配当金の計上などは発生時の実勢レートを使用する必要があるが、損益計算書及びキャッシュフロー計算書項目は、実勢レートの上下3%以内であることを条件に、平均レートの使用が認められている。

また、貸借対照表項目は期末レートで一括換算される。

■ 解説

通達200/2014/TT-BTC第6条に基づき、ベトナム当局に提出される法的効力を持つ財務諸表は、VND建の監査済財務諸表であるとされている。また、外貨建財務諸表に対する監査を義務づける法律はない。

外貨建財務諸表を作成した場合でも、財務諸表をベトナム当局に提出する為に、VND建財務諸表を作成しなければならない。

外貨からVNDへの換算方法は、同通達107条に規定されている。

ベトナム中央銀行手続 非居住者口座を経由していない企業設立前費用の返金

■ 相談内容

ベトナム子会社の設立前に、親会社が在ベトナム非居住者口座を経由せずに、ベトナム子会社の会社設立費用をベトナムのコンサルタントへ立替支払いを行った。

ベトナム子会社設立後、親会社が当該支払った設立前費用を親会社へ返済したいが、商業銀行では当該支払いについて海外送金の対応ができないとされた。

そこで、どのようにすればよいか。

■ 対応

ベトナム中央銀行によると、親会社が在ベトナム非居住者口座を経由せずに支払いをした費用は、外貨規定違反に該当する。そのため、80百万VNDの罰金を納付後、改めて立替費用を長期借入金として書換えを行い、中央銀行への長期借入金として登録後、海外送金を実施することができる。

中央銀行に提出する書類は主に次の通りである。

- ・立替支払した設立前費用を長期借入へ振替る合意書
- ・設立前費用の支払に関する書類(レッドインボイス・契約書)
- ・中央銀行への申請書類

■ 解説

2014年8月11日付通達19/2014/TT-NHNN第10条1項に基づき、

親会社はベトナム子会社の設立費用を立替払いする場合、親会社名義の外貨建て経常取引用非居住者口座を開設し、当該口座を経由してベトナム国内サプライヤーへの支払をしなければならない。

また、同通達によると、ベトナム子会社設立後に、親会社と子会社の合意に基づき、設立前立替費用を資本金か親子借入金に振替が認められる。

2014年10月17日付政令96/2014/ND-CP第24条2項、及び、2014年10月17日付政令96/2014/ND-CP第24条2項に基づき、

外国からベトナムへの投資活動の実施に際して、銀行口座開設・閉鎖に関する法律に従った手続きを実施しない場合、企業が支払うべき罰金額は80百万から160百万VNDとなる。

ベトナム中央銀行手続 “長期”借入金の使用目的

■ 相談内容

ベトナム子会社は親会社から短期借入を実施した。
しかし、期限内に返済できなかった為、返済期限を延長し長期借入へと振替したい。なお、当初当該借入金は、工場建設費用を目的として借入を行っていた。
すでに返済期日は過ぎており、中央銀行の承認がないと返済ができない旨を商業銀行より確認をうけた。
この場合、どのようにすればよいか。

■ 対応

借入金を返済するには、中央銀行に対して短期借入金を長期借入金へ振替る手続きを行わなければならない。
当該手続きを行う際、振替申請書の中には当初短期借入金の使用状況報告書があり、ベトナム中央銀行により法令違反の指摘を受ける可能性がある。
当初借入金の使用目的が不適切であったとして指摘を受ける場合は、罰金を支払った後、中央銀行の手続きを進める必要がある。
なお、罰金を回避するには、短期借入金を資本金へ振替する方法が考えられる。

■ 解説

通達12/2014/TT-NHNN第11条1項に基づき、
企業は中長期目的で海外からの短期借入を実施できない。

2014年10月17日付政令96/2014/ND-CP第24条5項、及び、2014年10月17日付政令96/2014/ND-CP第24条2項に基づき、
海外借入実施・返済に関する規定を違反する場合、企業罰金額は300百万から400百万VNDとなる。

ベトナム中央銀行手続 借入金元本・返済状況の四半期報告失念

■ 相談内容

クロスボーダー長期借入金を実施するにあたり、法令に従い中央銀行より承認をうけ適法に借入を実施した。

しかし、借入実施後の四半期毎の返済状況の報告を失念していた。

この度、長期借入金の返済計画を変更するにあたり、中央銀行へ変更手続きを行っているが、当該四半期報告が行われていないことを原因として手続きがペンディングとなってしまった。

どのように処理を行えばよいか。

■ 対応

法令に準拠した過去期間の返済状況報告書を作成し追加提出を行う必要がある。

当該失念について書面により中央銀行へ理由説明し、中央銀行の担当官の個別指導に基づき手続きを進める必要がある。

■ 解説

通達03/2016/TT-NHNN第39条・第40条に基づき、

四半期が終わってから、翌月の5日までに中央銀行へ短期・中長期借入の実施状況について報告をしなければならない。

ベトナム中央銀行手続 契約両当事者が同一人物

■ 相談内容

日本親会社からベトナム子会社へ長期借入金を送金するため、ベトナム中央銀行へ長期借入登録の申請書類を提出した。

しかし、当該借入契約書の借主と貸主の代表者が同一人物であることを理由として申請を却下された。

この場合、どのように対応すればよいか。

■ 対応

貸主か借主の代表者より、借入契約締結について適法に委任をし、借入契約当事者の署名が一致しないようにする。

当該委任状と借入申請書類を併せて中央銀行へ提出する。

■ 解説

2015年7月15日付中央銀行の外貨管理部によって発行されたオフィシャルレター5362/NHNN-QLNH号に基づき、借入契約書の借主と貸主の代表が同じである場合、法的要件を満たさない。

ベトナム中央銀行手続 ライセンス上の長期借入可能限度額の不足

■ 相談内容

90万USDのクロスボーダー長期借入を実施するため、ベトナム中央銀行に対して、長期借入の登録申請書類を提出したが、長期借入金限度額が不足したため、申請を拒否された。この場合、どのように処理を行えばよいか。

■ 対応

通常は中央銀行への申請を行う前に、投資ライセンスの長期借入金限度額(総投資額－資本金)を確認しなければならない。もし、当該限度額が不足している場合は、ライセンス記載の総投資額を増加させる手続きを、長期借入申請の前に完了しなければならない。

■ 解説

通達12/2014/TT-NHNN号第11条2項bに基づいて、外資企業は、海外からの借入金残高が、投資ライセンスに記載される総投資額と資本金額の差額を超えてはならない。

ベトナム中央銀行手続 長期借入金承認後の登録内容の変更

■ 相談内容

ベトナム子会社は、日本親会社からクロスボーダー長期借入を実施した。

実施前に適法にベトナム中央銀行へ長期借入の登録申請を行い、承認を得た。しかし、当該借入金を返済する時点で、日本親会社の社名が変更されていたため、長期借入の返済ができない。

この場合、どのように対応すればよいか。

■ 対応

日本親会社の社名変更について、投資ライセンスの変更手続きが必要。

投資ライセンス変更後、ベトナム中央銀行へ親会社名の変更手続きを行う必要がある。変更手続き完了後、新たに発行された承認に基づき、長期借入金の日本親会社への返済が可能になる。

■ 解説

通達03/2016/TT-NHNN第15条1項に基づき、ベトナム中央銀行が発行した承認書に記載された内容に変更がある場合、ベトナム中央銀行へ変更手続きを行わなければならない。

ベトナム中央銀行手続 その他のトラブル

■ 相談内容

返済期限を10年間とする親子間のクロスボーダー長期借入を実施する予定があり、当該長期借入金の登録申請をベトナム中央銀行に対して行った。

しかし、投資ライセンスの残存期間より、借入金の返済期限が長いとして、申請書類を提出する際に拒否された。

また、ベトナム子会社の投資ライセンスに親会社名として「Cong ty co phan(株式会社)」として記載されているが、借入契約書には親会社の英語名として「Co., Ltd」と記載されていたため、会社名がライセンス記載と異なるとして登録を拒否された。

この場合、中央銀行への手続きはどのようにすればよいか。

■ 対応

まず、投資ライセンスに記載される投資ライセンスの残存期限の延長を行い、再度中央銀行への登録申請書の提出が必要。

また、親会社名については、個別の説明書を作成し当局担当者との個別確認が必要である。

■ 解説

ベトナムの商習慣によると英字名称にて「Co., Ltd」と記載すると、ベトナム語の「Cong ty Trach nhiem huu han(有限責任会社)」に相当すると判断される。他方で、日本では、株式会社の英語名称として「Co., Ltd」を多く用いている。

それらを背景として、英字名称にて「Co.,Ltd」と記載すると、ベトナムでは有限会社と判断し、日本では株式会社であると判断するというギャップが生じる場合がある。

それぞれの国での外国語表記に関する問題であるため個別の法令は存在しておらず、このようなトラブルは専門家との事前相談により回避をするほかない。

日越間のフランチャイズについて

■ 相談内容

当社(A社)は日本法人で、ベトナムに拠点はない。
今回ベトナムのローカル(地元)法人B社とフランチャイズ契約を締結したものの、締結後になってB社が「契約を登録しなければ加盟金を日本に送金できず、支払えない」と言っている。
B社の言っていることは本当か。
支払を受けるにはどうすればよいか。

■ 対応

B社の言う通り、商法令上フランチャイザーとなる者はフランチャイズの導入に先立ち商工省においてフランチャイズの登録をしなければならない。
また、銀行実務上もかかる登録が完了していなければフランチャイズ契約に基づくベトナムから日本への送金は認められない。
従って、フランチャイザーとなるA社は先にフランチャイズの登録を行ってから支払に進む必要がある。

■ 解説

商法(36/2005/QH11)第291条1項において、フランチャイザーとなる者はフランチャイズの導入に先立ち商工省においてフランチャイズの登録をしなければならないとされている。

登録の細則は政令35/2006/ND-CP及びフランチャイズ事業の登録手続に関する通達09/2006/TT-BTMに規定されており、政令35/2006/ND-CP第5条において外国企業であるフランチャイザーの参入の要件としてa. フランチャイザーがベトナム市場参入前に1年以上当該事業に従事していること、b. フランチャイザーが政令第18条の規定に基づきフランチャイズの登録を行うこと、及びc. フランチャイズの対象となる商品やサービスが法令上禁止されている項目に該当しないことが挙げられる。

実務上登録には書類の準備も含め2から3ヵ月を要することが多いため、時間的な余裕をもって行うことが望ましい。

監査役の設定について

■ 相談内容

当社は出資者が親会社のみで一人有限会社であるが、監査役は存在しない。

今回知人から監査役の選任は法令上の義務であると言われたが、本当か。

■ 対応

企業法に従い、企業法令上組織により所有される一人有限会社において監査役を選任する必要がある。

■ 解説

企業法令上組織により所有される一人有限会社においては、監査役を選任する必要がある。企業法(68/2014/QH12)第78条1項に従い、組織により所有される一人有限会社は、以下のいずれかのモデルに従って管理され、活動する。

a) 企業の会長、社長又は総社長及び監査役

b) 社員総会、社長又は総社長及び監査役

同法第82条1項に従い、監査役は企業所有者によって監査役を5年を超えない任期で任命される。

但し、実務上経営への直接の関与が多く、また外資企業に関しては毎年一回の法定監査が義務づけられていることもあり、形骸化が指摘される日本に比しても監査役の活躍の機会は更に限られ、実務上も選任を怠っている例が多くみられる。

しかしながら、コンプライアンスの観点からも念のため選任手続は行っておくべきである。

ただ、現状はその欠員に関する調査等は厳格には行われていないのが実情であるから、企業所有者による選任の決定書を取得しておけば足りるという考え方もできる。

企業において保管すべき資料

■ 相談内容

今般当社グループ内のコンプライアンスチェックがあり、企業法令上作成保管しておくべき書類の写しを提出するよう指示を受けた。ただ、そもそもかかる書類が何なのかわからず、教えてほしい。

■ 対応

同社は企業法第11条に従い各書類を作成保管しておく必要がある。

■ 解説

企業法(68/2014/QH13)第11条に従い、企業はその形態に応じて、a)企業の定款;企業の内部管理規則;社員登録簿又は株主登録簿、b)工業所有権保護証明書;製品品質登録証明書;その他の許可証及び証明書、c)企業の財産所有権確認資料、文書、d)社員総会、株主総会、取締役会の会合の議事録;企業の各決定、dd)証券発行目論見書、e)監査役会の報告書、監査機関の結論、会計監査組織の結論、g)会計帳簿、証憑、年次財務報告書を本店又は定款において定められたその他の拠点において作成保管しなければならない。

作成保管を怠った場合には、10百万から15百万VNDの罰金が課される可能性があり、是正措置として当該書類の作成保管が要求される(政令50/2016/ND-CP第34条2項d・3項d)。実務上特に一人有限会社で社内でコンセンサスを取る必要が希薄であったり駐在員の変更が頻繁であったりして、散逸したり紛失したり、そもそも作成されていなかったりする場合も多いが、コンプライアンス及び自社の法的な状態把握等の観点からは都度及び責任者の交代の際等に保管状況を確認することが望ましい。

日越親子ローン及び借入金のベトナムローカル企業への貸付について

■ 相談内容

当社(A社)はベトナムにおいて商品の輸入卸売業を営んでいるが、当該商品を仕入れ小売しているローカル(地元)企業B社に資金需要が発生している。

当社が日本の親会社から借入を受け(金銭消費貸借①)、これをベトナムローカル企業B社に貸し付ける(金銭消費貸借②)ことを検討しているが、ベトナム法令上問題はないか。また、必要な手続はあるか。

なお、貸付期間は親子会社間もB社に対しても、それぞれ12ヵ月未満である。また、当社の事業ライセンスは上記商品の輸入卸売のみであるが、突発の運転資金需要に基づく単発の貸付であり、今後同種の貸付を反復継続して行うことは現状想定していない。

■ 対応

金銭消費貸借①に対しては、A社は、中央銀行に対する短期借入の四半期報告も適切に行う必要がある。また、金銭消費貸借②に対しては、単発の貸付であれば貸金業の事業ライセンスなくして貸付を行うことが可能と考えられる。

■ 解説

A社は貸金業の事業ライセンスを保有していないが、上記相談内容の通り単発の貸付であれば、事業活動ではなく単なる民事上の取引としてかかる事業ライセンスなくして貸付を行うことが可能と考えられる。

また、金銭消費貸借①の貸付期間は12ヵ月未満であることから、中央銀行における登録は要しないが、その実施状況に関する四半期報告は別途必要となる(通達03/2016/TT-NHNN第9条、第40条)。なお、12ヵ月未満の短期のベトナム国外からの貸付(金銭消費貸借①等)は投資等中長期の資金使途目的で行うことは法令上認められない(通達12/2014/TT-NHNN第11条)点には別途留意する必要がある。ベトナム国内の貸付(金銭消費貸借②等)についてはかかる規制は適用されない。

ベトナムにおける商標登録について

■ 相談内容

当社はベトナムにおける自社の標章やロゴを保護する観点から、ベトナムにおける商標登録を検討している。法令上及び実務上の要件や期間について教えてほしい。

■ 対応

ロゴが日本語の場合には、日本語に加えて英語又はその他の言語で表記したロゴでの登録を検討すべきである。また、実務上登録まで1年から2年を要するため、並行して標章の登録を進めることも検討すべきである。

■ 解説

標章の一般的な保護要件は、立体図形又はその組合せを含み、文字、語、絵柄、図形の形態により目で見ることができるものであること、標章所有者の商品又は役務が他人のものと識別することができることである(知的財産法(05/2005/QH11)第72条1号・2号)。後者の識別性の要件に関する判断基準は同法第74条各項に規定されているところ、日本語は言語としての識別性が低く(同法第74条2項a)、日本語単独での登録が認められる可能性は低い。商標登録の手続には大きく分けて、出願方式や主体が法令上の要件を満たしているか、手数料や料金が納付されているかを確認する形式審査(同法第109条1項・2項)、形式審査を通過した後の登録出願の公開(同法第110条1項・3項)、登録出願された標章が法的に保護に値するかを判断する実質審査(同法114条1項)とがある。法令上は、形式審査は出願日から1ヵ月以内(同法第119条1項)、実質審査は出願の公開日から9ヵ月以内(同法第119条2項b)に行われるものと規定されているが、実務上は、形式審査については1ヵ月半から2ヵ月、実質審査については、1年半から2年程度の時間を要する。商標の保護期間は出願日から起算して10年間であり、その後何度も更新することができる(同法第93条6項)。商標権者は指定商品又は指定役務について登録商標を使用することができ(同法第123条1項a、第124条)、また権利の侵害者に対して損害賠償や謝罪強制、侵害行為の防止を請求することができる(同法第198条1項a・b)。

自社頒布物(はんぷぶつ)における著作物の無断使用について

■ 相談内容

当社はベトナム人スタッフに販促物を作成させ店舗内に掲示し、また店舗外において頒布していたところ、第三者より、販促物内に使用していたイメージが自らの著作物であるとして、使用料の支払を要求された。どのように対応すればよいか。

■ 対応

まずは、著作権証明書及びNational Office of Intellectual Property(NOIP)への照会を以て、イメージの一部が著作物であること、及び当該第三者がその著作権者であることを確認する。その上で、和解契約又は使用許諾契約を締結し、適切な使用料を支払うと共に、当該契約において和解金又は使用料の支払を以て当該著作物の使用に関しA社に追加の支払義務は生じない旨の確認条項を盛り込むことを検討するとよい。

著作権者に無断で著作物を使用することは、知的財産法(05/2005/QH11)第28条8項及び政令131/2013/ND-CP第18条に基づき罰金の対象となるが、加えて著作権者から当該無断使用を理由とした損害賠償を請求される可能性が高い。かかる事態が生じた場合、まずは著作権証明書を出させると共にNOIPにおいてその真実性を確認し、真実である場合には使用に関する相当な対価を支払う必要がある。支払に当たっては追加請求等後日の憂いを断つため、専門家の関与の下、和解契約書或いは使用許諾契約書等何らかの契約書面の作成締結が望ましい。また、使用料に関する相場というものはないが、日本等の先進諸国に比してかなり安く、例えば数百USD程度で解決できる場合もある。いわゆる「ふっかけ」を防ぐため、交渉に際しても専門家を関与させることが望ましい。

なお、ベトナム人は未だ知的財産の価値や保護に無頓着な部分が多々見られる。従って、常日頃から社内教育を徹底し、有償と無償とを問わず自社の頒布物に無断で第三者の作品を使用することのないようにさせる必要がある。

公安当局発行の「偽造防止」シール

■ 相談内容

当社の販売する商品について、第三者より、公安当局の発行する偽造防止シールの貼付がないという指摘を受けた。かかるシールなくして商品を販売することが違法となるのか。そもそも、「偽造防止シール」とは何か。

■ 対応

シールの貼付なくして販売すること自体は違法ではないものの、ベトナムの消費者にはかかるシールの貼り付けられた商品を好んで購入する層がいるため、公安当局(公安省)にかかるシールの発行を申請することを検討すべきである。

■ 解説

偽造防止シールは、印刷業界の技術と設備によって異なる材料を用いて作成された製品のの一つとして規定されている(印刷活動の説明に関する政令60/2014/ND-CP第2条4項c)。かかる政令は、ベトナム国内における内資、外資企業及び個人による印刷活動全般について規定したものであり、印刷防止シールのみを規定したのではない。法令上、製品の所有者に偽造防止シールの貼付は要求されていないため、製品に偽造防止シールが貼付されていないことで直ちに違法となることはないが、シールの目的は、製品の所有者が他の不真正、偽造製品から自己の製品を保護し、消費者の信用を得ることにあり、偽造防止シールを貼付することが消費者の信用を獲得する手段の一つともいえる。なお、偽造防止シールには、公安省(MPS)発行の偽造防止シールと印刷企業発行の偽造防止シールの2種類がある。両者の法的効果は同一だが、ベトナムにおける製品の所有者は、公的機関の発行した前者のシールを好む傾向にあるようである。実務上、公安省(MPS)は所有者と直接対応をすることはなく、所有者からのシール発行要請を受けることを許可した仲介企業と協力して発行しており、申請書類には企業書類(同政令第20条2項b、第19条1項aないしd)、製品の取得起源を示す書類及び企業ロゴ、商標が法的に保護されていることを示す書面が含まれる。

自然災害防止・管理基金の徴収について

■ 相談内容

当社に先日、人民委員会の担当者を名乗るベトナム人が訪れ、自然災害防止・管理基金を納付するよう指示があった。応じなければならないのか。

応じなかった場合、罰則は課されるか。

■ 対応

関係法令上は支払義務があるものの、近隣の他社の意向や支払を留保している企業も一定数あることを把握した上で、支払うか否かの経営上の判断をするべきである。

■ 解説

自然災害防止・管理基金については、災害防止法(33/2013/QH13)第10条及び政令94/2014/ND-CPIに規定があり、災害対応や防止等の目的で使用されるものとして、企業貢献分(ベトナムにおける年間財務報告に基づく資産価格の0.02%、同政令第5条。減免対象企業等一部例外有、同政令第6条)及び労働者貢献分(満18歳以上、定年年齢までの労働者が対象で、年間1人当たり各地域の最低賃金日割額、同政令第6条)を、前者は支払総額の少なくとも50%を毎年5月30日までに、残額を毎年10月30日までに、後者は毎年5月30日までに一括で、それぞれ納める必要がある。

かかる基金の未納については、政令104/2017/ND-CP第11条に従い、企業貢献分と「労働者貢献分」のそれぞれに対して、期日までの支払い状況に応じ、年間貢献分と同額、1.5倍、2倍までの3段階(但し、最低5万ドン、最高5,000万ドン)で罰金を支払うこととされている。遍く徴収が行われている状況には未だないが、納付を求められ且つ自社が適用除外に該当しないことが判れば、これに応じた方が安全と考えられる。

賃貸借契約期間中の、オーナーからの一方的な退去要求について

■ 相談内容

当社は商業ビルの一区画を賃借し営業しているが、今般オーナーより、ビル全部の大規模修繕を理由として、契約期間中にも拘らず3ヵ月以内に退去するよう要求するレターが届けられた。応じなければならないか。

また、応じるとして、引越に要する費用はどうなるのか。

賃貸借契約書を再度確認したところ、契約上は、大規模修繕がある場合にはオーナーは賃貸借契約期間中であっても一方的に賃借人に対し退去を要求することができることされている。契約締結時には企業設立手続等前のめりで行っており、文面についてはあまり確認せず気づかなかった。

■ 対応

契約書に盛り込まれている、オーナーが大規模修繕を理由として一方的に賃貸借契約を解除することができる旨の規定が、法律違反により無効となるかを確認する。

それをともに、実費等をオーナーの負担とする立退きも検討するべきである。

■ 解説

ベトナムにおいても日本と同様、契約条項が絶対的に有効というわけではなく、その内容が法令の禁止事項や社会道徳に反する条項は無効となる(民法[91/2015/QH13]第122条、第123条)。オーナーによる一方的な退去を認める上記相談内容の条項は、不動産事業法(66/2014/QH13)第27条4項に規定される賃貸人の義務、即ち賃借人がその義務を全うしている限りにおいて賃借人の同意なくして賃貸借契約を解除しない義務に違反し、無効となる可能性がある。従って当該条項の無効を主張して占有を継続し、或いは一定程度の補償金の支払を求めることも検討されたが、上記対応の通り結局は実費等をオーナーが負担することを条件に立退に依ることで落ち着いた。

そもそも賃貸借契約を締結した際に契約書の内容を具に検討し、かかる条項を削除し、或いは一定金額の補償金の規定を契約上設けておけば、立ち退き条件等より強い立場で交渉できた可能性が高い。企業設立時は企業設立という目的の一事を達成すべく前のめりになりがちであるが、その後の円滑且つ安全な運営を担保すべく、賃貸借契約その他の契約書類については日本においてと同等以上の注意を以て確認することが必要である。

残業時間の延長申請について

■ 相談内容

当社では、労働者の残業が多く、労働法令に基づく残業時間の上限の延長申請を検討している。その手続の概要について教えてほしい。

また、上限を超えてしまった場合には如何なるリスクがあるのか。

■ 対応

法令上の手続きに従い残業時間の延長申請を行う必要がある。また、リスクを踏まえ、実務上可能な範囲で残業時間を抑制すべく努力もすべきである。

■ 解説

使用者及び労働者は、法定労働時間である1日8時間及び週48時間を超える時間外労働の合意をすることができる(労働法[10/2012/QH13]第104条1項、第106条2項a)。もともと、原則として1日の通常勤務時間の50%、1ヵ月30時間、1年間200時間を超えてはならない(同法106条2項b)。もともと、政令45/2013/ND-CP第4条2項aに規定される、輸出用の繊維製品等の生産加工を行う企業や発電、電力供給を行う企業、その他緊急で遅延できない作業を行う場合には、当局に通知することにより1年間200時間という上限を300時間までに延長することができる(同政令第4条2項b)。かかる上限を延長した場合、政令95/2013/ND-CP第14条4項に基づき25百万から50百万VNDの罰金を課され、また実務上未だ例は少ないと思われるものの同条第5項に基づき1から3ヵ月の業務停止の罰則を課される可能性も皆無ではない。加えて近時の財務調査では法定の残業時間を超える残業時間に対する時間外労働手当について、経費算入が否認される事案も散見されるため、留意を要する。他方、労働者の中には実入りを増やすためより多くの残業を求める者も一定数おり、多くの企業からすると悩ましい部分もあると思われる。この点、2017年度の国会審議が見送りにはなったが、時間外労働の上限を1日12時間、1年600時間を超えてはならないとする労働法改正草案が検討されていた。

社内における不貞行為を理由とする懲戒処分について

■ 相談内容

当社工場に勤務するベトナム人スタッフ同士のいわゆるダブル不倫が発覚した。聴取に対し、両者とも事実関係は概ね認めているが、企業に留まりたい意向を示している。

A社としては当社及び無関係のスタッフが当事者や親族同士のトラブルに巻き込まれるのを避けるため、両者とも退職させる方向で話を進めたい。両者を懲戒解雇することは可能か。難しい場合、どうすればよいか。

両者はいずれも有期雇用者であり、労働者数は10名以上である。就業規則は所轄の労働局に登録している。

■ 対応

同社の就業規則は所轄の労働局に登録されていたものの、就業規則上規定される懲戒解雇事由に該当しない。

人事責任者とベトナム人スタッフの両者で面談を重ね、自主退職を進める方法を検討すべきである。

■ 解説

同社の就業規則は労働法(10/2012/QH13)に従い所轄の労働局に登録されている(同法第120条1項、第122条参照)が、同法第126条に規定される懲戒解雇事由はいわゆる限定列举事由と解され、社内におけるいわゆるダブル不倫はこれに該当しない。従ってかかる事由に基づき懲戒解雇処分を採ることは原則として難しく、両者の合意を取得し任意に労働契約を終了させる(同法第36条3項)のが望ましいと考えられる。

なお、懲戒処分を採るには労働者の過失の立証(同法第123条1項a号)等煩雑又は不確実なところも多いため、実務上懲戒解雇事由の存在が確実又は強く疑われる場合であっても、紛争リスクを避けるべく上記の合意退職の方法で労使関係を解消する例も比較的多い。

パフォーマンスの悪い労働者に対する退職勧奨

■ 相談内容

当社がチーフアカウントとして採用した労働者のパフォーマンスがよくなく、企業としては他の労働者より高額な給与等考慮し、また改善の余地もないことから、勧奨による自主的な退職を検討している。

労働契約を一方的に終了させることはできるか。或いは、当該労働者に退職してもらうにはどうしたらよいか。

■ 対応

労働法令を慎重に検討した後、当該労働者の自主的な退職を促すことを検討すべきである。

社長を含む日本人スタッフが複数の面談を重ねた結果として当該労働者より退職届が出された場合には、同社はこれを受け入れる。

■ 解説

労働法令上、労働者の保護は極めて手厚く、懲戒事由等の法定の事由がなく、本人が職種との関係で無能であることを理由とする労働契約の解除は難しい。労働法上、労働者が頻繁に労働契約に規定される義務を履行しない場合には企業は一方的に労働契約を解除することができる（労働法[10/2012/QH13]第38条1項a号）。但し、細則において労働者が労働契約に規定される義務を履行できないかを評価、判断するための明確な基準を設定し、且つ労働者の代表組織の意見を聴く等の手続が必要となり（政令05/2015/ND-CP第12条）また解除の適法性が争われた場合には労働法の労働者保護の趣旨に照らし、厳格に判断される可能性もあり、実務上必ずしも安全な方策とはいえない。本人の同意が前提となるが、根気よく面談を重ね、自ら退職を促すなり、多少の便益（例えば求職活動の生活保障の趣旨で1ヵ月分等）を与えて、合意退職の方向に持っていくのが相対的に安全といえる。なお、そもそもこのような事態に至らないよう、労使関係の解消が比較的緩やかに認められる試用期間中の見極めを厳格に行い、また初回の労働契約期間を例えば12ヵ月や15ヵ月等短めに設定する等、労働者が退職に同意しなかった場合にも冗長に労使関係が継続してしまうことのないような制度設計も一定程度は有効である。

外国人の有期雇用者の労働契約期間満了に際しての更新拒絶について

■ 相談内容

当社の日本人スタッフ(現地採用者)の労働契約が2ヵ月後に満了するが、日ごろの業務成績及び上司に対する態度に問題があるため、満了を以て労働契約を終了させたい。

期間満了に伴う更新拒絶のため基本的に問題ないと考えているが、留意すべき点等あれば教えてほしい。

■ 対応

同社は少なくとも15日前までに当該日本人スタッフに対し更新拒絶を書面を以て通告すべきである。

留意すべき点は、当該スタッフが保持していた労働許可証(WP)及び一時滞在許可証(TRC)を最終出勤日に回収することである。ただし、TRCを回収した場合、当該スタッフがベトナムから出国できない可能性があるため、短期VISAの取得を検討する必要がある。

■ 解説

労働契約の期間満了に伴う更新拒絶については、企業は基本的に理由の如何を問わずこれを行うことができる(労働法[10/2012/QH13]第36条1項本文)が、期間満了日の少なくとも15日前までには通告する必要がある点には留意を要する(同法第47条1項)。また、特に日本人スタッフ等外国人労働者については帰国準備や帰国後のキャリア設計等にも影響するため、突然の告知による不要なトラブルを避けるため、実務上少なくとも1から2ヵ月前には告知することが望ましい。

また、労使関係の終了に伴いWP(政令11/2016/ND-CP第17条3項)やTRCを回収しておくことが望ましい。なお、TRCの回収に伴い、所轄の出入国管理局にベトナムに出国する手続を準備する労働者のため当該労働者向けに15日間を有するビザを申請することができる。

労働者側からの一方的な退職

■ 相談内容

当社の有期雇用の労働者より、母親の病気を理由として契約期間中に退職したいという申出があった。直ちに退職されると業務に支障を来すため数ヵ月程度待つてほしいと告げたところ、翌日から出社せずその後音信不通となった。

申出後1週間足らずでの退職になったが、労働法令上労働者の行為は許されるのか。最終の給与を未だ支払っていないが、これを拒絶することはできるか。

■ 対応

当該労働者の突如の退職は労働法令違反となる。その上で支払うべき最終の給与の一部から損害賠償として天引きすることも検討する。加えて、当該労働者が断念して全額を支払うことが想定されること、当該労働者の給与が比較的少額であること、煩雑な請求等も考慮し、賠償請求の実施を検討するべきである。

■ 解説

労働法(10/2012/QH13)上有期の労働者は、家族が困苦な状況にあり契約履行の継続が不可能な場合には一方的に労働契約を解除することができる(同法第37条1項d、政令05/2015/ND-CP第11条2項a)が、退職の30日前に通告しなければならない(同条第2項b)。かかる規定に違反した場合、事前通告のなかった日数に応じて労働者の給与に応じた補償金を支払うべきものとされている(同法第43条2項)。従って当社はかかる規定に基づく損害賠償の請求をすることが考えられるが、他方、給与の天引きは労働者が労働法第130条の規定に基づき雇用者の器具や設備を破壊したことにより与えた損害を賠償する場合にのみ認められるものとされ(同法第101条1項)、事前通告義務違反に基づく補償の天引きは認められていない。これに違反する場合には、5百万から50百万VNDの罰金を課される可能性がある(政令88/2015/ND-CP第1条10項)。従って厳格には、上記対応のように一旦給与を支払った後改めて補償を要求することになる。ただ、音信不通になった者が支払うことは実際上期待できず、また当該労働者が異議を申し立てることも比較的稀であることから、実務上労働法令上の規定に拘らず当該金額の天引きを行っている事案も相当程度多いと推測される。

試用期間後、本採用の手続を採らずに退職した労働者からの金銭支払請求

■ 相談内容

当社では、試用期間中のパフォーマンスが十分でなかった労働者について、業務内容や役職を再度交渉しているうちに試用期間を経過した。その後も勤務を続けた労働者と交渉を続けたものの纏まらず、退職した労働者から後日労働契約は成立しており、契約の解消は違法な解雇であったとして金銭の支払請求を受けている。どうすればよいか。

なお、当該労働者の退職に際し、念のため退職合意書を作成し、締結していたものの、企業に無断で手書で「私は労働契約の解除には合意していません」と付記されていたことが発覚した。

■ 対応

裁判所は、手書による真意と反する旨の付記を以て、退職合意書の証拠としての価値が減殺(げんさい)される旨を指摘し、和解を促した。

そのため、一定金額の支払による和解も検討するべきである。

■ 解説

60日又は30日の試用期間の職種の者の本採用を拒絶する場合、期間満了の3日前までに通告する必要があるが、これを怠った場合の労使関係は法令上規定のないところである。他方で、企業が法律に従い企業が試用業務の結果を通知する義務を履行しない等行為に対しては警告処分又は50万ドンから100万ドンの罰金を課され、また労働者と労働契約を締結しない場合には200万ドンから500万ドンを課されるペナルティーを負う可能性がある(政令88/2015/ND-CP第1条5項)。

また、上記の通り退職合意書における当該労働者のいわば不規則記載を理由として、裁判所よりかかる記載が退職合意書の信用性を減殺する旨の忠告と共に和解を促され、最終的に企業の判断で一定金額の支払いに応じることとなった。結果論にはなるが、労働契約書等労使関係に纏わる重要な書類については、機械的に署名押印させるのみでなく、本件のような不規則な記載がないか等、問題点の点検を行っておくべきであった。また、企業による労働契約の解除が違法とされた場合、未払給与に加えて最低2ヵ月分の給与、退職金(もしあれば)、合意を得て労使関係を解消する場合、追加で最低2ヵ月分の給与に加え、通告なくして退職させた場合にはその補償の支払義務が課されることとなる(労働法第42条)から、労働契約の終了如何の判断には慎重を期す必要がある。

みなし残業手当を受け取っている労働者からの時間外労働手当の支払請求

■ 相談内容

最近当社では、労働契約に基づきみなし残業手当を受け取っている幹部社員から労働法に基づく権利として、時間外労働について時間外労働手当の支払を請求されている。当該労働者はみなし残業手当自体が時間外労働を手当するものではないとして、みなし残業手当を含む賃金に基づき算出される時間外労働手当の支払を求めている。当社としては幹部社員であり、且つみなし残業手当も支払っている以上追加の支払義務はないと考えるが、どのように対応すればよいか。

■ 対応

労働法令に基づき、支給すべき時間外労働手当からみなし残業手当を控除した金額を当該幹部社員に支給しなければならない。

■ 解説

時間外労働手当に関する労働法(10/2012/QH13)の規定(同法第97条)は強行規定と解され、また除外規定がない以上、マネージャー等の幹部職の時間外労働にも適用されることになる。実務上、幹部職に該当する者がこのような請求をしてくるケースはあまり多くないが、上記の通りである以上、請求してきた場合には支払を検討せざるを得ない。また、みなし残業手当は時間外労働手当の金額が支給額を下回る場合には有効と解される余地もあるが、上回る場合には少なくとも差額部分については企業による支払義務が生じることになる。加えて、時間外労働手当の算出に際して、みなし残業手当も算定の基礎に含まれるものとして算出を強いられるリスクも否定できないことから、このような手当は基本的に導入すべきでない。

なお、相談事例65にて言及した通り、労働契約の期間満了に伴う更新拒絶については、企業は基本的に理由の如何を問わずこれを行うことができる(同法第36条1項本文)。労働者からの適法な要求のみを理由として更新を拒絶することは勿論適切でないが、当該労働者のパフォーマンス等を総合的に考慮し、満了時に更新を拒絶して労使関係を終了すること自体は基本的に可能である。

特定の労働者に対する有給の休憩及び時短付与について

■ 相談内容

最近子供を産んだ当社女性スタッフより、有給で1日1時間の休憩を付与すべきだと言われている。

また、来年定年を迎えるスタッフより、労働時間を1日1時間有給で短縮すべき旨の主張がなされている。これに応じなければいけないか。

■ 対応

労働法令上、かかる休憩の付与義務があるため、両スタッフの要求に応じてこれを付与しなければならない。

■ 解説

労働時間に含まれるものは政令45/2013/ND-CP第3条に規定されており、以下のものとなっている。

8時間連続又は6時間連続の勤務体制における最低30分の休憩時間／時間外労働を含めて1日10時間以上勤務する労働者に対して勤務時間中に付与される最低30分の休憩時間、業務の性質にしたがった休憩時間、人間の生理的欲求による休憩時間、年齢12ヵ月以下の子供を持つ女性労働者の毎日60分間の休憩時間、生理期間中の女性労働者の毎日30分の休憩時間、労働者の責めに帰することができない事由による作業休止時間、労働安全・衛生に関する訓練時間、雇用者が要求し、労働者が同意した会議又は訓練時間、労働組合法に規定される上部労働組合が要求した会議又は訓練時間、高齢労働者の退職1年前に短縮される最低1時間以上の労働時間

従って、それぞれ有給で、上記に該当する年齢12ヵ月以下の子供を持つ女性労働者に1時間の休憩を付与し、また、定年まで1年内の高齢労働者の労働時間を短縮する必要がある。

女性労働者の産休について

■ 相談内容

当社は現状規模が小さく、労働者は常駐の日本人社長の他ベトナム人スタッフ2名のみである。このうち1名の女性の有期雇用社員から産休を取得したいという要請があった。彼女の業務は経常的に必要であることから、かかる要請を拒絶することは可能か。

或いは、法令上認められる最短期間はどのくらいか。

また、産休の短縮に応じない場合代替要員を見つけなければならず、復帰後余剰人員となるため即時解雇することはできないか。

■ 対応

労働法令上、産休の拒絶及び即時解雇はできない。

代わって、業務への影響を極小化すべく、当該社員から労働法令所定の診断書を取得してもらい産休期間を4カ月間とし、その間は当該社員の任意の協力の下、電話やEメール(e-mail)等いわゆるテレワークの形で担当業務のサポートを受けることを検討するべきである。

■ 解説

労働法(10/2012/QH13)上女性の労働者の産休期間は原則6カ月間とされており(同法第157条1項本文)、雇用者がその取得を拒絶することはできないと解される。また、女性の労働者には復帰後従前の業務に就き或いはこれがない場合減給なくして別の業務に就く権利が保障されている(同法第158条)。従って産休の取得又はその要請を理由として企業が当該女性の労働者を解雇することも勿論できないが、他方、上記産休期間満了前であっても職場復帰について問題なしとした認可を受けている医療機関の診断書があれば、両者合意の上産休期間を4カ月までは短縮することができる(同法第157条4項本文)。従ってかかる期間短縮を活用すると共に、当該労働者の業務が代替不能な場合には(労働法令上明確に認められてはいないものの実務上)遠隔で対応できるものについてのみ引き続き対応してもらい期間中の業務への影響を極小化するのが有効な場合もある。

なお、事実上の対応策ということにはなるが、いわゆる「適齢」の女性については採用前の面接時に結婚や出産の予定の有無を曖昧なニュアンスであれ確認し(ベトナム法令上かかる確認は明確には禁じられていない)把握しておくことが、労務管理の観点からは一定程度有効といえる。

基層(事業所内)労働組合の設立

■ 相談内容

当社の労働者達が事業所内の労働組合を設立しようとしている。設立如何及びその手続については彼らに委ねるが、企業として設立手続の概要を知っておきたい。

■ 対応

労働組合設立手続の概要把握の上、労働者達の動きを静観するべきである。

なお、企業によっては、自社の経営方針等を理解している信頼のおける労働者を労働組合の主要メンバーとするよう用立てるケースもある。

■ 解説

ベトナム労働総同盟の2014年3月4日発行のガイドライン(238-HD-TLD)第12条によると企業(基層)内労働組合(以下「労働組合」)設立の条件は2つで、①設立しようとする労働組合に少なくとも5人以上のメンバーがいること、又は自発的に労働組合に参加する労働者が5名以上いること、及び②企業が労働組合憲章規定の条件を満たしていることである。設立手続は、ベトナム労働組合憲章第17条と上記ガイドライン第13条に規定されており、概要、上部労働組合に労働組合設立の意向を伝える、労働組合設立会議を開催する、必要書類を提出するである。必要書類を提出した日から15日以内に、上部労働組合は労働組合の設立手続の適法性について判断し、設立が認められる場合にはその旨を労働組合員と執行委員会に伝え、設立が認められない場合にはその旨を執行委員会に伝える。なお、同ガイドライン第1条2項によると、以下の者は労働組合に加入することができない。

ベトナム国内の外国人労働者、事業主、社員総会(株主総会)議長、取締役会議長、取締役、事業を管理する権限のある者、労働契約を締結する権限のある者、外国投資企業(副社長、取締役副社長／総裁、人事部長を含む)

社内のベトナム人有資格者の処遇

■ 相談内容

当社はコンプライアンス強化の観点から、ベトナム人弁護士を総務のマネジャーとして雇用している。これまで当該弁護士の労働法令上必要であるとの助言に従い毎年一定の昇給や賞与支給を行ってきたが、最近労働法令に関するセミナーに参加したところこれらの事項が必ずしも法令上の義務ではないことが判った。

これまでの助言についても疑いが出てきたが、どのように対応すればよいか。

■ 対応

まず、助言の客観性を図る観点から、外部専門家への相談を検討するべきである。

また、当該弁護士の助言の検討と共に、就業規則や労働契約書雛形等労務関係書類の全面的な見直しを行っている最中に、当該弁護士より退職の申出があった場合には、その受入れも検討するべきである。

■ 解説

マネージャー等の幹部クラスによる非行も目立つのがベトナムにおける労務の特色であるが、これは社内の弁護士等専門家にも該当する。本件の場合、当該弁護士の在籍が長年に亘り、その助言に抗い難い雰囲気醸成されていた。幸か不幸か、助言の内容に容易に誤りとわかるものも含まれていたため、外部の専門家に相談する端緒となったが、判例が殆ど公開されていないベトナムでは法令の解釈が日本以上に曖昧模糊としている場合も多く、巧妙に自らの利益に資する方向に誘導されると発覚が遅れる可能性もある。規模の大きい企業であればベトナムでも社内弁護士や法務部を擁するメリットも勿論あるが、労働者たる地位と利害相反がありうる事項等については外部の専門家の意見も求める等、日本人による自衛も必要である。

個人が当社商品を大量購入しSNSで転売

■ 相談内容

当社は最近、とある個人が店頭において同社商品を大量に購入し、フェイスブックで転売している事案を発見した。可能であれば阻止したいと考えているが、何かしら方策はあるか。

■ 対応

法的措置を検討するとともに、店頭において購入個数を制限し、且つ転売を禁止する旨掲示する。また、当該個人に販売権を付与していない旨、店頭やウェブサイト等で通知するといった措置を検討すべきである。

■ 解説

個人がベトナム国内或いは海外で同一又は同種の商品を大量に購入し、フェイスブック等のSNSで転売する例は、ベトナムでは多く見受けられる。ただ、かかる転売行為を一般的に禁止し或いは制限する規定というのは現行法令上は存在しない。他方、広告するために商標を利用して再販売をするものであれば、知的財産法(05/2005/QH11)第129条1項の違反となり、警告又は侵害された商品の価格に応じて50万VND以上の罰金の対象となる(政令99/2013/ND-CP第11条)。また実務上稀と思われるがあたかも販売店或いは代理店であるかのように装って行っている場合には政令185/2013/ND-CP第54条3項cに基づく行政罰(10百万～15百万VNDの罰金)の発出を求めることも可能である。或いは、保管状態が悪く劣化した商品を販売している場合には、ブランド価値を棄損したとして民法(91/2015/QH13)第584条に基づく損害賠償請求をすることも考えられる。ただ、いずれも抑止効果は限定的ともいえ、実務上は、店頭において購入個数を制限したり転売を禁止する旨掲示したり、転売事案を発見した場合に当該個人或いは法人に販売権を付与していない旨店頭やウェブサイト等で通知したりすることが多いようである。

肖像権について

■ 相談内容

当社のウェブサイトでは、スタッフをモデルにした写真を掲載しているが、今回退職したスタッフの一人から写真を削除するよう求められた。応じなければならないか。

また、今回の件を受け心配になったのだが、販促イベント等の際の写真に顧客が写り込むことが多くある。彼らからの削除要求があった場合、これにも応じなければならないのか。

■ 対応

本人の同意が得られない場合、当該スタッフの要求に応じ、当該スタッフの写真の削除をしなければならない。

また、顧客については掲載が法令上認められるという理解の下掲載を継続し、将来顧客から削除要求があった場合には別途対応するべきである。

■ 解説

民法(91/2015/QH13)第32条1項に基づき、個人は自らの肖像に関する権利を有し、その利用には当該個人の同意を得なければならない。とりわけ商業目的での利用については、原則として当該個人に対し報酬を支払わなければならないとされている。かかる規定について当事者間に労使関係がある場合の例外はないから、労使関係が継続中であると否とを問わず、ウェブサイト等において労働者の写真を利用する際には予め書面による肖像の(無償)利用の承諾を取得しておいた方が安全といえる。かかる同意を取得しておけば退職後であっても引き続き利用を継続することもできるが、実務上は明示的に拒絶の意思表示があった場合には書面を確保していたとしてもこれに応じるのが得策である場合が多いと思われる。

同法第32条2項bは上記規定の例外として、会議、セミナー、競技試合活動、芸術公演その他の公共活動から利用される肖像で、個人の名誉、人格及び威信を損なわないものについては肖像の利用について当該個人の同意は不要とする。公共活動に該当するかどうか必ずしも明確でない場合もあるが、販促イベントが一定以上の規模で実施されるようであればこれに該当するといえる。従って写り込んだ顧客の写真を削除する必要はないと考えられるが、これも明示的に拒絶の意思表示があった場合にはこれに応じるのがやはり得策といえよう。

労働組合経費について

■ 相談内容

当社は上部労働組合の担当者が訪れ、労働組合経費の不払があるから支払うよう要求された。応じなければならないのか。また、支払った金銭はどのように使用されるのか。なお、当社には基層(事業所内)労働組合は存在しない。

■ 対応

要求に応じた未払いの労働組合経費の支払いをしなければならない。

■ 解説

企業は組合経費として、労働者の社会保険料算定の基礎となる賃金の2%を支払わなければならない(労働組合法[12/2012/QH13]第26条2項)。未払いの場合、制裁決定の発行後30日以内に、未払の組合経費に加えて国家商業銀行の設定する当座預金の最高利率に基づく遅延損害金を支払わなければならないと規定されている(政令88/2015/ND-CP第1条18項)。ただ、実務上遅延損害金の支払は請求されない場合も一定数あるようである。これを拒絶した場合、罰則として組合経費の18~20%(75百万VNDが上限)の罰金を課される可能性もあり(同政令第1条18項)、従って従前組合経費を支払っておらずその支払を求められた場合には素直に支払うのが得策である。なお、支払われた組合経費は下記の通り活用される(ガイダンス1784/HD-TDL第2項2.4、決定270/QD-TDL第6条4項)。(1)基層労働組合が設立されていない場合:使用者が労働組合経費全額を上部労働組合に支払う。このうち65%は、上部労働組合が使用者の労働者の各活動のために使用され、基層労働組合が設立されると、65%の残余额が返還される。組合経費のうち35%は上部労働組合が保管、使用する。(2)基層労働組合が設立されている場合:組合経費のうち65%は企業が保管し、労働者のために使用することができ、35%を上部労働組合に支払う。

長期出張者の労働許可証の取得について

■ 相談内容

当社工場では技術支援のため、一定数の親会社社員(日本人の熟練技術者)を商用ビザで繰り返し入国させ、一部の者について年間の滞在日数が91日以上となっている。最近公安当局と入国管理当局の担当者が連れ立って現れ、これらの者についても労働許可証を取得するよう指導を受けた。従わなければならないのか。

また、従わなかった場合に罰則はあるのか。

■ 対応

当局担当者の指示に従い各人のための労働許可証を取得する必要がある。また、滞在資格も商用ビザから実態に即した就労(LD)ビザに変更する必要がある。

■ 解説

政令11/2016/ND-CP第7条2項eに従い、専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者の職位としてベトナムに従事し、勤務期間が一回30日以下および1年間の勤務期間の合計が90日以下の者は労働許可証を取得する必要がないが、上記相談内容の一部の者については年間の滞在日数が91日以上となっており、取得が免除される場合に該当せず、従って、原則通り労働許可証を取得する必要がある。労働許可証の取得義務の違反に対する罰則は比較的厳格であり、事業者に対する罰金(上限75百万VND)や事業停止(上限3ヵ月)、強制退去等のペナルティが規定されている(労働法[10/2012/QH13]第171条2項・3項、政令88/2015/ND-CP第1条15条)ため、実務上さほど頻繁にかかる罰則が課されているわけではないが、重大な結果を避けるべく法令に即して取得することが望ましいことは勿論である。また、労働許可証の取得に伴い、滞在資格も実体に即したLDビザに変更する必要がある(法47/2014/QH13第44条2項b)。

退職者からの雇用証明書の発行要求について

■ 相談内容

以前当社を退職した者から、雇用証明書を発行したいという要求があった。在職時にトラブルがあった者でもあり、A社としては複雑な感情もある。ベトナムの法令上、かかる要求を拒絶することはできるのか。

■ 対応

雇用証明書を発行する義務はないが、退職者の便宜等諸事情を考慮し、これに応じるかを検討するべきである。

■ 解説

労働法(10/2012/QH13)を含むベトナムの法令上、企業に退職者の雇用証明書の発行を義務づける規定は存在しない。従って、企業は退職者の要求があった場合であっても、その判断によりこれを拒絶することができると考えられる。法令上の必要的記載事項や書式等も存在しないため、任意にこれを発行するとしても、如何なる事項(例えば賞罰)を記載し又は記載しないかもまた、自ら判断することが可能である。

ただ、ベトナムでは退職や転職は比較的一般的であり、事実上相違ない雇用証明書の発行であれば通常企業に何らの不利益もないことから、特段の事情のない限り、要求があればその発行に応じるケースが多いと思われる。

整理解雇について

■ 相談内容

当社は同業他社との競争激化等による業績不振に陥っている。今般大幅な人員削減を実施したいと考えているが、ベトナムの法令上一方的に労働契約を解除することができるか。

■ 対応

労働法令により、解雇できる条件に該当するか確認する。その上で、解雇できない場合は、労働契約期間満了時の雇止や各個との合意による労働契約の解約を併用し、労働者数の減少/漸減を図り、一方的な整理解雇は一旦保留する対策を検討すべきである。

■ 解説

労働法令上、組織・技術の変更、経済上の問題や企業再編等を理由とした整理解雇は可能である（労働法[10/2012/QH13]第36条10項後段）。このうち組織・技術の変更は組織機構の改編や労働力の再構成、製品・製品技術の改変、業界の動向に即した経営・製造の工程、技術、機械又は設備の改変/経済上の問題は経済恐慌又は景気後退、国家の経済基盤の再構築等、とその詳細が規定されており（政令05/2015/ND-CP第13条）、規範的な要件で如何なる場合がこれに該当するかは解釈の余地が残るところではあるが、該当する場合には整理解雇を実行できることに労働法令上はなる。

また、同法第38条1項cの天災地変その他の不可抗力による場合の生産規模の縮小や人員削減による整理解雇が認められる場合の「不可抗力」については、政令05/2015/ND-CP第12条2項により縮小され、生産規模の縮小や人員削減が所轄当局の要請に基づく場合に限定されている。

上記相談内容にある同業他社との競争激化による業績不振は必ずしも上記の要件に該当せず、実務上は労働契約期間満了時の雇止や各個との合意による労働契約の解約（労働法第36条3項）を併用し労働者数の減少/漸減を図るのがより現実的といえる。

パッケージ製品のアクセサリの個別販売について

■ 相談内容

当社ではパッケージ製品の取扱説明書(印刷物)や附属コントローラー等のアクセサリについて、販売後紛失や破損等を理由に個別に注文を受ける場合がある。販売時には無償(パッケージ料金込)で提供しているが、事後の個別販売の際には有償で提供したいと考えているが、当該個別販売に必要なライセンスの追加を行わなかった場合罰則があるか。

■ 対応

関係法令を調査確認のうえ、個別販売を想定しているアクセサリに関するHSコードもライセンスに追加する必要がある。

■ 解説

パッケージ製品に含まれる製品の一部を小売販売する場合、外資企業は当該製品に対して営業ライセンスを取得しなければならない。その営業ライセンスを取得することなく販売した場合、政令50/2016/ND-CP第13条2項Cに基づき10百万から20百万VNDの罰金を課される可能性がある。加えてベトナムから日本への輸出等物の動きを伴う場合には、通関に支障が生じるおそれもあるため、手間をかけてもライセンスを追加すべきである。

利益配当の形を採らない日本への金銭の還流について

■ 相談内容

当社は日本の親会社のみが出資する一人有限会社であるが、累損があるため未だ利益配当を行うことはできない。ただ、A社の事業を支援するため日本の親会社の労働者の支援を受けており、日本側の税理士の指導もあって支援の対価を金銭で日本側に支払うことを検討している。

具体的に如何なる方法で支払ったらよいか。

また、支払に当たり留意すべき事項はあるか。

■ 対応

専門家に相談し、実態に即した内容の技術支援契約書を日越二言語で作成すべきである。送金については、同契約書で送金が可能か銀行に確認すべきである。

また、将来の税務調査に備え、技術支援の内容や履歴を記録し社内において保管すべきである。

■ 解説

実務上、上記相談内容のように支援の実態がある場合と特段ない場合とを問わず、ベトナムから日本の親会社に金銭を送金すべき需要がある事案が多くみられる。かかる場合、一般的にコンサルティング契約や技術支援契約、ライセンス契約等の形で送金を図ることが多いようである。ただ、送金の可否には金融機関の判断も関わってくるため、事前に契約書(事後の税務調査対応等の観点から、予めベトナム語版も準備しておくことが望ましい)を準備し、支払元の銀行に相談すべきである。また、事後税務調査が実施された場合には、金銭に見合うサービスの実在性について精査される可能性もあるため、例えば報告書や日報、週報等、契約に規定されるサービスを実際に行ったことに関する証拠を残しておくことが望ましい。なお、いずれの形を採っても、外国契約者税(FCT)の課税対象となる点にも併せて留意する必要がある(通達103/2014/TT-BTC第6条・7条)。

ベトナムにおける永住権の取得について

■ 相談内容

10年来ベトナムに居住している当社現地採用の日本人が「妻もベトナム人でありベトナムを心から愛している」から永住権を取得したいと言っている。パフォーマンスが秀逸であり当社への定着を後押しするためにも企業として反対する理由はないが、そもそもベトナムにおける永住権の取得はそれほど簡単にできるのか。

要件や手続について教えてほしい。

■ 対応

当該日本人の永住権取得に際して、同社が支援できる事項はさほどない。そのため、当該日本人による手続取得を見守るべきである。

■ 解説

法律47/2014/QH13第39条3項・40条3項に従い、外国人は以下の場合にベトナムにおける永住権を取得できる。

(i)ベトナムに永住している親、妻、夫、又は子によって保証される。

(ii)ベトナムに連続3年以上居住している。

従って、例えば3年以上ベトナムにおいて就労し、ベトナム人と結婚した者であれば永住権を取得できる可能性がある。かかる永住権取得の手続としては、必要書類を公安省大臣に提出し、省及び省レベル警察の承認を経て永住カードを取得するというものである。審査機関は同法第41条上4ヵ月乃至最長6ヵ月とされているが、実務上より期間を要する例もあるようである。取得した永住カードは10年ごとに更新する必要がある(同法第43条)。

海外研修をさせた労働者の早期退職について

■ 相談内容

当社は労働者を日本で研修させたものの、帰国後間もなく音信不通となり、事実上の退職となった。退職は認めるとして、研修費用の一部又は全部の負担を求めることはできるか。

なお、研修に際しては当該労働者との間で職業訓練契約を締結している。

■ 対応

研修費用の負担を拒絶した当該労働者に対する訴訟提起も検討しつつ、任意の一部支払といった和解を成立させ、円満に労使関係を解消することができるかを検討するべきである。

■ 解説

労働法(10/2012/QH13)第62条1項に従い、労働者が、国内又は外国で職業訓練・再訓練・職業技能水準向上訓練を雇用者の経費、協力者から雇用者に対して援助される経費を受け取る場合、両当事者は職業訓練契約を締結しなくてはならない。その内容はa)訓練する職業、b)訓練場所、訓練期間、c)訓練費用、d)労働者が訓練後に企業のために就労すべき期間、dd)訓練費用の返還責任、e)企業の責任等を含むべきものとされる(同法第62条第2項)。

かかる職業訓練契約を締結している場合、不法な労働契約の一方的な解除を行なった労働者の義務として雇用者に対し、職業訓練契約に規定されるトレーニング費用を返済しなければならないとされる(同法第43条3項)。

実務上絵を描いた餅とも思われるが、違法な退職に対する抑止力も期待できるため、国内海外問わず一定以上の費用をかけて労働者を研修させる場合には、職業訓練契約書を作成締結することが望ましい。

労働災害について

■ 相談内容

今般当社工場において、清掃中に労働者が四肢の一部を欠損するに至る重大事故が発生した。業務時間中の事故であり当社にも一定の責任があると考えているが、法令上はどのような整理になるのか。

また、同社に責任がある場合、補償すべき範囲はどのようになるのか。

なお、当該労働者は健康保険に加入している。

■ 対応

まず、労働安全委員会へ労働災害の報告をする。

次に、法令上に規定する要件に基づき、労働法令上必要な補償を実施しなければならない。また、省レベルの医療委員会による労働能力喪失率の判定を待ち、判定に従った適切な対処をする必要がある。

■ 解説

労働法(10/2012/QH13)第142条において労働災害とは「業務、任務の遂行と堅く結び付いた就労の過程において発生した労働者に傷害又は死亡をもたらす災害」と定義される。従って、業務との関連性がある限りにおいて、企業或いは労働者の過失の有無を問わず発生した障害、或いは死亡は労働災害に該当することになり、後は補償の範囲の問題となる。上記の業務時間中の清掃についても業務との関連性が認められる場合が多いと考えられる。次に補償の範囲であるが、同法第144条に従い労働者の過失の有無を問わず、企業は(健康保険加入者については)健康保険対象外の全ての費用を支払い、且つ労働災害による休業期間中の給与を十分に支払わなければならない。加えて同法第145条3項に従い、労働者に過失がない場合には、労働能力の喪失率により以下の補償義務(同条第4項に従い、過失がある場合でも以下の40%)が課される。a) 喪失率が5%以上10%以下の場合、労働契約による賃金の少なくとも1.5ヵ月分。喪失率が11%以上80%以下の場合、喪失率が1%上昇するごとに賃金の0.4ヵ月分が加算される。b) 喪失率が81%以上の労働者、又は労働災害により死亡した労働者の家族に対しては、賃金の少なくとも30ヵ月分。労働能力喪失率の判定は社会保険法(58/2014/HQ13)第117条に従って保健省(省レベルの医療委員会)が実施することになるが、労働法令の労働者保護の精神に照らし労働者よりの判断がなされる可能性も否定できない。これは上記過失の有無の認定についても同様である。

上部労働組合と慶弔見舞金

■ 相談内容

当社には基層(事業所内)労働組合はないが、労働組合法令に従い労働組合経費は毎月きちんと支払っている。今回当社労働者の一人が妊娠出産するに際し、「基層労働組合がないので、上部労働組合から祝金がもらえるはずだ」と言っている。これは本当か。

■ 対応

労働者と共に所轄の上部労働組合に照会を行い、労働者の言う通り補助の制度があることが判明した場合には、これを請求するべきである。

■ 解説

決定1908/QD-TLD第21条4項に従い、企業が未だ基層労働組合を設立していない場合、上部労働組合は企業の活動のため当該企業が支払った労働組合経費の一部を利用する。また決定270/QD-TLD第6条4項に従い、企業が未だ基層労働組合を設立していない場合、上部労働組合が当該企業が支払った労働組合経費を以て直接当該企業の労働者の福利厚生を図るべきものとされる。労働組合法(12/2012/QH13)第27条2項に従い、労働組合経費は労働組合員又は労働者の疾病、妊娠出産、その他の危険や困難に遭遇した場合の支援、補助等目的に利用されるものとされ、従って上部労働組合から一定の補助を受けることができる場合が多い。如何なる場合にかかる補助が支給されるかは地域によりばらつきがあるようであるが、基層労働組合がないからといって労働組合経費が「支払いっぱなし」にならぬよう、自社の労働者が対価として受けうる補助の内容を把握し、適時適切に請求することが望ましい。

女性労働者の積極採用企業に対する税優遇について

■ 相談内容

当社工場では女性労働者の比率が非常に高くなっているが、今般、女性労働者を積極的に採用している企業については税優遇が受けられるときいた。これは本当か。

本当であれば、どのような要件の下優遇が受けられるのか。

■ 対応

法令上の要件を満たしていることを確認した上で、追加支払費用について税優遇(損金算入)の恩恵を受けることを検討するべきである。

■ 解説

ベトナムにおいても男女の雇用機会の均等化等の観点から、女性労働者を積極的に採用している企業について法人税の優遇制度が設けられている。

具体的には、①製造・建築・運送を事業している企業で年間平均女性労働者が10人から100人まで、女性労働者の割合(年間平均女性労働者/年間平均労働者)は50%以上、又は②年平均女性労働者が100人以上、女性労働者の割合(年間平均女の労働者/年間平均労働者)が30%以上のいずれかを満たす場合には(通達78/2014/TT-BTC第21条1項)、女性労働者への職業訓練費用や女性労働者のための追加健康診断費用。(例:婦人科の診断費用)、一回目或いは2回目の出産後に支給される追加手当、現行の出産制度で休暇取得できる女性労働者の残業手当の支払費用について損金算入することが認められている(同通達第6条2.9項a)。

日系の工場等においては所謂女工の比率が高いところも多いが、積極的な利用を検討されたい。

看板への外国語(非ベトナム語)表記について

■ 相談内容

当社の看板には、当社のロゴの他日本語社名及びアルファベット社名を付している。労働者の一人より「看板に外国語を表記することはできない」等と言われたが、他社も日本語表記を行っており、ベトナム法令上問題ないという理解でよいか。

■ 対応

日本語のみで企業名を記載することは、広告法令に抵触する可能性がある。よって、同社は法令上の規定に従い、修正する必要がある。

■ 解説

広告法(16/2012/QH13)第34条1項bに従い、看板は営業証明書上の企業名を記載しなければならない。但し、同法第18条2項に従い、企業は、日本語で企業名を記載することができるが、日本語字のサイズはベトナム語字のサイズの4分の3を超えてはならない。これに違反した場合、政令158/2013/ND-CP第66条2項に基づき20百万から30百万VNDの罰金を課される可能性がある。

ベトナムにおける所有権留保及びその登録について

■ 相談内容

当社では動産を割賦で販売しており、当該動産の所有権を代金完済まで留保することを検討している。ベトナム法令上かかる所有権留保は認められるか。

また、かかる動産の移転について自動車等のような登録は不要であるが、日本における登記のように第三者との関係で優先弁済権を確保するような方策はあるか。

■ 対応

割賦販売が法令上の要件を満たすことを確認する。また、少なくとも法令上の優先弁済権を確保すべく、有事の際の強制執行可能性についての保証はない旨を認識しつつ、所轄当局において所有権留保(割賦販売)に関する契約の登録を行うべきである。

■ 解説

民法(91/2015/HQ13)第331条及び第453条に基づき、ベトナムにおいても割賦販売の売主は買主との合意により、買主による代金の完済まで売買対象物の所有権の移転を後らせ、所有権を留保することが可能である。但し、その強制執行等に関する明確な規定は存在しないため、契約上一度でも支払の遅滞があれば売主が権利行使できる旨や、売主において対象物を換価しその収益から弁済を受けることができる旨を明定しておくことが望ましい。また、政令163/2006/ND-CP第13条においてかかる割賦販売は司法省傘下のRegistration Agency for Secured Transaction (RAST)において登録することができるものとされており、かかる登録を以て第三者との関係でも優先弁済権を確保することが法令上は可能と解される。より具体的に、政令163/2006/ND-CPに規定されるRASTに登録することができる取引は、(1)取引が後払い又は延払いで、(2)対象動産が機械その他所有権の移転に登録を要しないものであるものとされており、且つ、登録は契約締結から15日以内にするべきとされている。また、かかる登録は、一定の手続を履践することにより、当事者の一方のみでも登録が可能であるとされる(通達5/2011/TT-BTP第9条2項)が、手続の簡素化や、契約当事者の合意をより明確化する観点から、両当事者即ち売主及び買主の両者が共に行うことが望ましい。なお、当地における強制執行制度の不備或いは問題等により、かかる登録をしているからといって有事における強制執行が保証されるものではない点には、本件に限らないが留意を要する。

環境手当について

■ 相談内容

当社工場は最低賃金ギリギリで運営しているが、今般接着(有機溶剤)工程、半田付け及びフォークリフトの運転に従事する労働者よりそれぞれ、労働法令上必要とされる賃金の加算がなされていないという不平があった。かかる業務について、それぞれ労働法令上賃金の加算が必要とされているのか。

■ 対応

労働法令に従って左記各労働者の賃金をそれぞれ5%ずつ上げなければならない。

■ 解説

賃金に関する労働法施行令49/2013/ND-CP号の第7条3項cにおいて「重労働、有害または危険な仕事の給与水準は通常就労条件の賃金を最低でも5%上回り、あるいは特な重労働、特に有害または危険な仕事の給与水準は通常就労条件の賃金を最低でも7%上回らないとならない。」とされています。いかなる業務がかかる重労働等に該当するかについては労働傷病兵社会省の公布した重労働、有害及び危険な仕事並びに特な重労働、特に有害及び危険な仕事の一覧を確認する必要があります。主要なものとして通達36/2012/TT-BLDTBXH、決定1453/LDTBXH-QD、決定915/LDTBXH-QD、決定1629/LDTBXH-QD、決定190/1999/QD-BLDTBXH、決定1580/2000/QD-BLDTBXH及び決定1152/2003/QD-BLDTBXHが挙げられるが、上記相談内容記載の3種の業務はそれぞれ5%の加算が必要な業務に該当し、労働者が主張する通り労働法令に従って賃上げに応じる必要がある。なお、当然のことながらかかる加算が必要となるのは該当する業務に従事する者のみである。

労働許可証の取得要件について

■ 相談内容

労働許可証(WP)の取得要件に、4年生大学の卒業証明書が必要と聞いた。来年から、ベトナムに赴任する予定だが、大学を卒業していなければWPは取得できないか確認したい。高校卒業を今の企業に就職し、約10年勤務しているが、大学は卒業していない。何かよい方法はあれば教えて欲しい。

■ 対応

WPの申請は、対象者の過去の経歴とベトナム現地での役職により、必要書類が異なる。日本での就労経験があれば、それを証明する、職務経歴書や専門家としての確認書を提出する事で、申請が可能な場合がある。まずは、現地での役職は何に該当するかを確認し(管理者、専門家、技術者のいずれか)、それぞれの条件を確認する流れとなる。

留意点:企業法4条18項により、「企業の管理者」とは、企業の管理者及び私人企業の管理者をいい、合名社員、社員総会の会長、社員総会の構成員、企業の会長、取締役会の会長、取締役、社長または総社長、及び、企業の定款の定めに基づき企業の名義で企業の取引を締結する権限を有するその他の管理職の地位にある個人に限定されている。

■ 解説

政定11/2016/ND-CP号第10条4項、通達40/2016/TT-BLDTBXH号第6条2項・3項の定めにより、現地でのポジションにより3種類に分類され、それぞれ必要書類は以下の通り定められている。

- ①管理者: 管理者としての経験を証明する、旧勤務先が承認した職歴確認書(書式は規定なし)
- ②専門家: (②-1)4年生大学の卒業証明書(現地での職務と専攻が一致)、及び、当該分野における3年以上の勤務経歴書(書式は規定なし)、または、(②-2)専門家としての確認書(書式は規定なし)
- ③技術者: 技術分野における専門学校などの1年以上の就学を証明する海外の機関・組織・企業が発行する証明書、及び、現地での職務と一致する分野における3年以上の勤務経歴確認書(書式は規定なし)

つまり、①、②-2、③の場合、4年生大学の卒業証明書は不要となる。

ベトナム国内における滞在期間の延長(ビザなしでの入国の場合)について

■ 相談内容

ビザなし(NON-VISA)で入国したが、急遽15日以上ベトナムに滞在する事になった。このままでは違法滞在となってしまいが、どのような手続きを行えば良いか教えて欲しい。

■ 対応

期間を越えて滞在する必要がある場合、入国管理局に滞在延長理由を示す書面を提出し、ベトナム国内で滞在期間の延長申請を行う。

■ 解説

2014年公布の出入国管理法第30条により、外国人がビザなしで入国し、15日間を経過した場合、出国が必要となり、出国しない場合は強制退去になるが、何らかの理由により滞在延長を余儀無くされた場合、決定09/2004/QD-BNG号により、入国管理局に滞在延長理由を示す書面を提出し、ベトナム国内で滞在期間の延長申請を行うことで、滞在期間の延長が出来る可能性がある。

しかし、当該法令には手続きの詳細が明記されていない為、具体的な手続きに関しては、各市・省が管轄する、入国管理居に確認する必要がある。

労働許可証の取得義務について

■ 相談内容

既にベトナムで就労しているが、特に労働許可証の取得は行わず、3カ月のマルチビザ(商用ビザ)を何度も再取得し、入国を繰り返している。ベトナムに常駐している訳ではないので、労働許可証は取得する必要は無いと聞いたが、現在の状態で何か問題はあるのだろうか。

■ 対応

外国人労働者がベトナムに滞在し、専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者の職役としてベトナムに従事し、勤務期間が30日以上及び年間の勤務期間の合計が90日以上の場合、労働許可証取得の対象者に属する。

■ 解説

企業法(68/2014/QH13)第13条3項、労働法(10/2012/QH13)第169条1項d、第172条、政令11/2016/ND-CP第7条2項eの定めにより、現地法人の法定代表者、及び、駐在員事務所の所長など、現地での労働契約が発生する者は、ベトナム国内での常駐・非常駐に関わらず、労働許可証の取得が義務付けられている。また、外国人労働者が専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者の職役としてベトナムに従事し、勤務期間が30日以上及び年間の勤務期間の合計が90日以上の場合、労働許可証取得の対象者に属する。

APECビジネストラベルカード保持者によるTRC(一時在留許可証)の取得について

■ 相談内容

最近、ベトナムに現地法人を設立。APECビジネストラベルカードを持っているので、特にビザを取得せずにベトナムに入国したが、今回、労働許可証の取得が完了したので、就労ビザ、あるいは、TRCを取得したいと考えている。どの様に手続きすれば良いか教えて欲しい。

■ 対応

一度、ベトナム国外へ出国後、就労予定の現地法人名で招聘した招聘状を取得の上、再入国時に就労ビザを取得するか、再入国後にTRC取得手続きを行う。

■ 解説

APECビジネストラベルカードは、APEC域内を頻繁に出張するビジネス関係者の移動を円滑にする為に、制度参加国・地域の政府が自国・地域のビジネス関係者に発行する特別なカードである。

出入国管理法(47/2014/QH13号)第10条、14条、15条、16条、17条、36条、37条及びAPECビジネストラベルカードの発行及び管理規定(Dicision45/2006/QD-TTg)第1条に従い、就労ビザを取得する場合、就労予定の現地法人名で発行された招聘状が必要となり、招聘状の申請期間中はベトナム国外にいる必要がある。

TRCを取得する場合、出国後、第3国の大使館または領事館にて、就労予定の現地法人名で発行された招聘状でビザを取得し、再入国後、TRCの申請を行う必要がある。APECビジネストラベルカードで入国した場合、現地法人名で発行された招聘状が存在しない為、就労ビザやTRCを取得する場合は、注意が必要である。

3カ月のマルチビザ(商用ビザ:DNビザ)のベトナム国内での延長について

■ 相談内容

ベトナムで現地法人が設立された直後に、現地法人からの招聘で3カ月のマルチビザ(商用ビザ:DNビザ)を取得し、ベトナムに入国した。入国後、労働許可証の取得を進めていたが、手続きに遅延が生じており、まだ就労ビザへの切り替えができていない。2週間後に、当初取得したビザの期限が切れてしまうが、一度ベトナム国外に出国し、ビザを再取得しなければならないのか教えてほしい。

■ 対応

ベトナム国内でビザの延長が可能。
入国管理局に必要書類を提出し、3カ月の延長を行う。

■ 解説

出入国管理法(47/2014/QH13号)第16条、35条に従い、商用ビザの有効期間内に就労ビザの申請が間に合わない場合、現地法人は入国管理局へ商用ビザの更新申請を行う。

申請の際は、ベトナム入国管理局へ更新申請書及び外国人のパスポートを提出する必要がある。本手続きに関しては、各省・市の入国管理局により運用が異なる為、管轄省または市の入国管理局へ確認する必要がある。

例えば、ホーチミン市の場合、更新後の商用ビザの有効期間は3ヵ月となり、再更新を行う場合の有効期間は1ヵ月となるが、再更新に関しては、申請が受理される事例は稀である。

駐在員事務所所長の人選について

■ 相談内容

ベトナムに駐在員事務所の設立を検討。そこで駐在員所長の人選に頭を悩ませている。所長を決める上で、何か注意する点があれば知りたい。例えば、親会社の代表が、しばらくの間、所長を兼任する事は可能か教えて欲しい。

■ 対応

駐在員事務所の所長と他の法人の法的代表者の兼務は政令第07/2016/ND-CPの定めにより禁止されている為、別の人材を選任する必要がある。他の法人の代表者とは代表権を有する者を示し、社内で独自に定められた役職は、上記には該当しない。

■ 解説

政令第07/2016/ND-CPにより、駐在員事務所の駐在員所長は、以下の職位を兼任することができないと定められており、

- a. 同じ外国法人の支店の法的代表者
- b. 他の外国法人の支店の法的代表者
- c. その外国法人または他の外国法人の法的代表者
- d. ベトナムの法令に法り、設立された経済組織の法的代表者

つまり、ベトナム国内外の法人(親会社や他の法人含む)において、法的代表権を有する者は、駐在員事務所の所長を兼務する事ができない為、人選には注意が必要である。

法的代表者・所長の非常駐と委任状について

■ 相談内容

現地法人の代表者や駐在員事務所の所長は現地に常駐する必要があると聞いたことがある。軌道に乗るまでは、あまり大きな規模での展開は考えておらず、できれば日常業務は現地のスタッフに任せ、代表者は出張ベースでの対応にしたいと考えている。何かよい解決策があれば教えて欲しい。

■ 対応

現地法人または駐在員事務所において委任状を作成し、法的代表者または所長の権利義務を他の者に委任することで、実務上、常駐する必要はない。

■ 解説

1. 現地法人の法的代表者

企業法(68/2014/QH13)第13条3項によると、現地法人の法的代表者は最低1名が現地に居住しなければならないとされている。ただし、居住しない場合でも、他の者にその権利義務を書面で委任することで非常駐であることも実務上可能であると解される(同条5項参照)。

2. 駐在員事務所の所長

政令07/2016/ND-CP第33条3項によると、所長はベトナムを不在にする際、他の者にその権利義務を書面で委任しなければならないとされている。すなわち、委任状により権利義務を委任することで、所長は常駐しないことも可能である。

賃貸契約書とオフィス登記について

■ 相談内容

現在、現地法人の設立手続き中である。手続きを開始する前に、オフィスの賃貸物件を決めたいと考えており、ベトナム人の友人が、自宅を登記住所として使用しても良いと言ってくれているが、登記を行う上で、何か気をつける点はあるか教えて欲しい。

■ 対応

賃貸物件には、オフィス登記できる物件と、居住目的でしか使用できない物件がある。オフィス登記が可能な物件でなければ、現地法人の登記は不可である。登記申請の際は、物件の賃貸契約書その他、土地権利証明書(レッドブック)、建物所有権証明書(ピンクブック)、オーナーの投資ライセンスの確認も必要となる。物件の選定を急ぎ、契約締結後に登記可能物件でなかったことが発覚するケースもある為、事前に専門コンサルティング企業などへ登記可否を確認する必要がある。

■ 解説

企業法(68/2014/QH13)第43条、住宅法(65/2014/QH13)第6条11項、法令99/2015/ND-CP第80条7項、通達02/2016/TT-BXDに従い、登記住所には、番地・町・市・省の記載が必要であるが、自宅(アパート)の登記住所としての使用は可能である。

ただし、登記申請の際、登記住所となる自宅(アパート)に、オフィス使用機能の保有を証明する書類(レッドブック、ピンクブック、オーナーの投資ライセンス等)を、計画投資局へ提出する必要がある。

また、自宅(アパート)を登記住所として使用する場合は、爆発物、爆発材料、易燃性、可燃性物質の取扱いや、環境汚染、騒音・公害、他世帯へ悪影響を及ぼす活動の実施は一切禁止されている。

労働許可証の免除について

■ 相談内容

現地法人で雇用される者は法的代表者も含めて労働許可証を取得しなければならないと聞いたことがある。

知人は現地法人の法的代表者であるにも関わらず、労働許可証を取得していないようである。本人によると、労働許可証取得は適法に免除されたとのことである。

この度、晴れて弊社も現地法人を設立するが、法的代表者となる私は労働許可証を取得しなくても問題ないのだろうか。

■ 対応

労働許可証の免除事由に該当しない場合は、労働許可証の取得が必要となる。労働許可証の免除事由に該当する場合には、労働許可証の取得が免除される。

ただし、免除の場合でも「労働許可免除証明書」の取得が必要な場合がある。

■ 解説

原則として、現地法人で雇用される者は、法的代表者も含め労働許可証の取得義務がある（労働法[10/2012/QH13]第172条）。

しかし、労働許可証の免除事由に該当する場合には労働許可証の取得が免除される（政令11/2016/ND-CP第7条）。

例えば、現地法人の事業内容が特定の11業種であって、かつ親会社からの出向による外国人労働者の場合（同条2項a）、専門家、管理者、代表取締役社長、技術的な労働者の職位としてベトナムに従事し、勤務期間が30日以下及び年間の勤務期間の合計が90日以下の外国人労働者の場合（同条同項e）がそれに該当する。

ただし、労働法（10/2012/QH13）第172条、政令11/2016/ND-CP第7条2項aの免除事由の場合には「労働許可免除証明書」を取得しなければならない点には留意が必要である（政令11/2016/ND-CP第8条2項）。

本店と支店の入替えについて

■ 相談内容

現地法人のライセンス上、本店と支店の入替えを検討している。計画投資局(DPI)にヒアリングしたところ、そのような手続きはないと言われた。本店における業務が主要となった弊社は、本店と支店を入れ替えたいと考えているが、どの様な手続きを行えば良いか教えて欲しい。

■ 対応

支店の住所に本店住所の変更手続きを行い、支店を一度閉鎖し、旧本店住所に支店を新たに設立する。

■ 解説

支店は本店に付属する機関であるため支店を複数設置することは可能であるが(企業法[68/2014/QH13]第45条、46条)、本店と支店の入替手続きは現状存在しない(政令78/2015/ND-CP号第40～48条参照)。

従って、支店と本店を入れ替えたい場合は、順番に以下の手続きを行う必要がある。

本店住所の支店住所への変更手続き(政令78/2015/ND-CP号第40条)



支店の閉鎖手続き(政令78/2015/ND-CP号第60条)



本店の旧住所に新支店の設立手続き(政令第78/2015/ND-CP号第33条)

現地法人設立後の資本金不足について

■ 相談内容

なるべく小さな規模で現地法人を設立したいと考え、設立時の資本金を100万円とした。設立後、運営資金が枯渇してしまい、資金不足に頭を抱えている。どうすればいいか教えて欲しい。

■ 対応

ライセンス変更の手続きを行い増資を行うか、設立時に登録した現地法人の長期借入枠を利用し、親子ローンで親会社から資金を調達する。

■ 解説

企業法第56条、75条、87条、122条、123条、124条、125条に従い、増資を実施する場合、二人有限会社の社員総会、一人有限会社の出資者、株式会社の株主総会または取締役会での合意が必要となる。増資方法としては、追加出資または他者からの資金調達（出資者の追加）等がある。

出資者を追加する場合、新出資者は株主となる。

一人有限会社が他者から追加出資を受ける場合、組織形態を一人有限会社から二人有限会社へと変更する必要がある。

また、外国為替管理に関する通達03/2016/TT-NHNN第9条、39条、40条に従い、

増資以外の方法では、金融機関または出資者から借入も可能であるが、長期借入を行う場合、中央銀行への登録が必要となり、短期借入を行う場合でも、同銀行への通知が必要となる。

資本金の振込期限について

■ 相談内容

現地法人の資本金の振込みは設立日(ERCの発行日)から90日以内と聞いていたが、本社側での手続きが多忙であったため、期限である90日を越えてしまった。どの様な手続きをすれば良いか教えて欲しい。

■ 対応

企業形態により対応は異なるが、資本金の振込金額が不足している場合は、一定期間の間に資本金調整登録手続きを実施する。

全く資本金を振込んでいない場合は、原則として閉鎖手続きへ移行する。しかし、実務上は、設立前費用を資本金の一部と申し立てることで、企業を存続させることができることもある。

■ 解説

1.一人有限会社の場合

資本金の一部の振込が完了している場合は、出資期限日より30日以内に、実際に出資が完了している資本金額へ資本金調整登録手続きを行う(企業法[68/2014/QH13]第74条3項)。

全額未振込の場合は、現状、当該処理方法を定める法令を欠くため、DPIは企業閉鎖の要求書を発行する。

2.二人以上有限会社の場合

誓約した出資金について一部または全額出資しない社員がいる場合は、出資期限日より60日以内に、実際に出資が完了している資本金額へ定款資本及び各社員の持分割合の調整手続きを行う(企業法[68/2014/QH13]第48条4項)。

出資者全員が全額未振込の場合は、現状、当該処理方法を定める法令を欠くため、DPIは企業は企業閉鎖の要求書を発行する。

【免責事項】

当該資料の作成には、できる限り正確を期すよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否はお客様の判断で行って頂きますようお願い申し上げます。独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本調査報告書に関する問い合わせ先

○ジェトロ・ホーチミン事務所

住所: 14th Fl., Sun Wah Tower 115 Nguyen Hue St., Dist.1 HCMC, Vietnam

TEL : +84-(028)3821-9363

FAX : +84-(028)3821-9362

E-mail: VHO@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a large, bold, black serif font.